

《アジア・大洋州》

I. インド

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|--|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：13億3,918万人（2017年、IMF推計） ○ 経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たりGDP：1,850ドル（2017年、IMF推計） ・ 実質GDP成長率：6.7%（2017年、IMF推計） ・ 1ドル=63.48ルピー/1ルピー=1.78円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法）（2017年3月末） <ul style="list-style-type: none"> 【指定商業銀行】（根拠法はいずれも1949年銀行規制法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的銀行部門－ステイト銀行グループ（6、33,2兆ルピー） ・ 公的銀行部門－国有銀行（21、64,1兆ルピー） ・ 民間銀行部門－民間銀行（21、36,0兆ルピー） ・ 民間銀行部門－外国銀行（44、8.1兆ルピー） 【その他銀行部門】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域銀行（3、80億ルピー¹、1949年銀行規制法） ・ 地域農村銀行（56、4.7兆ルピー²、1949年銀行規制法/1976年地域農村銀行法） ・ 協同組合信用機関（都市協同組合銀行1,562、5.3兆ルピー、農村協同組合信用機関94,384、9.1兆ルピー、1949年銀行規制法/各州協同組合法） 【ノンバンク金融機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノンバンク（11,522、19.7兆ルピー³、会社法） ・ 全インド金融機関（4、6兆ルピー⁴、個別法） ○ 監督官庁：インド準備銀行（RBI） ○ 預金保険制度：あり（元利合計10万ルピー上限） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府が株式の一部を保有している公的銀行部門のプレゼンスが高い。 ○ 特に公的銀行部門のステイト銀行グループに属するインドステイト銀行（SBI）が、銀行単体では最大（総資産27.1兆ルピー）。SBIは2017年に新たに関連銀行5行を合併した。 ○ 民間銀行ではICICI銀行が最大手（総資産7.7兆ルピー）。 ○ 2000年代から政府が銀行を通じた金融包摂政策に注力している。 ○ 預金保険制度は1961年という、世界的にも早い時期に創設された。預金を受け入れる機関であっても、ノンバンクは保証対象外である。 |

¹ 2017年3月末の値

² 同上

³ 預金受入型、及びシステム上重要な非預金受入型ノンバンクの計数

⁴ 4行合計

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省が通信省の郵便総局に対して、金融サービスの提供を委託。 ・ 通信・情報技術省は郵便局を運営するインドア・ポストの郵便局網を通じて金融サービスを提供（郵便貯金銀行）。 ○ サービス提供形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局は全国に 154,965 局（2017年3月末）あり、うち 89.7% が地方部に存在する。 ・ 2013 年から一部サービスを提供するフランチャイズ方式のアウトレットを開設した。 ○ 顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱貯蓄商品の口座数は約 4 億口座。 ・ 銀行窓口の少ない地方部の金融サービス窓口として重要な役割を果たす。 ○ 主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省による少額貯蓄制度の主実施機関として、個人向け預金、送金・決済、生命保険・ファンド販売、年金口座開設・掛金支払等様々な商品・サービスを提供。貸付業務は行わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金銀行は 1873 年政府貯蓄銀行法を根拠法として設立された。銀行免許を持たず、RBIからの監督も受けない。 ○ インドア・ポストはインドで最大規模のネットワークを持つ機関で、154,965 局で 43.3 万人を雇用する。 ○ 郵便貯金銀行の預金残高は 6.3 兆ルピー（2016年3月末）で、大手商業銀行に匹敵する。 ○ 預金利子率は一般の商業銀行と比べて有利に設定されていたが、これに対して商業銀行から反発があり、利子率が引き下げられた。貯蓄口座の年利は 4.0% で、他行と同水準。 ○ 2015 年、女兒向けの教育・結婚資金の積立口座の取扱を開始。 |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人金融資産 【預金残高】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定商業銀行：60.6 兆ルピー⁵（2016年3月末） ・ 郵便貯金銀行：6.8 兆ルピー（2016年3月末） ・ 地域農村銀行：3.5 兆ルピー（2016年3月末） ・ 協同組合信用機関：5.1 兆ルピー（農村協同組合信用機関のみ、2016年3月末） ○ 家計金融資産の純増 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：18.1 兆ルピー（2016年3月末） ・ 内訳：現預金・生命保険 84.8%、退職基金・年金準備金 16.4% | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金銀行以外の預金受入機関として、指定商業銀行、地域農村銀行、協同組合信用機関の存在感も大きい。 ○ 指定商業銀行の貯蓄口座の預金残高はほぼ毎年 10% 以上増加している。 ○ 家計の金融資産は 2010 年以降、ほぼ毎年 10 兆ルピー程度純増している。株式等の有価証券の占める割合は小さい |

⁵ 家計部門からの預金のみ

5. 最近の金融動向と今後の展望

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ マイクロファイナンス等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年8月から、Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana (PMJDY) と呼ばれる金融包摂政策が開始された。簡易な手続により貯蓄用の口座を開設し、同時に生保・損保、当座貸越等の金融サービスが利用可能である。 ○ 新銀行の設立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は2013年に新規業態の銀行への参入ガイドラインを発表し、2015年に郵便総局を含む11機関に「支払銀行」、10機関に「小型銀行」の仮免許をそれぞれ交付した。内、「支払銀行」は4機関、「小型銀行」は9機関が営業を開始している(2018年3月時点)。 ○ 金融関連法案 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラックマネー対策、租税回避対策等に関連した法整備、国際協力が進んでいる。 ○ 郵便貯金の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便貯金銀行は新基幹ITシステム(CBS)の導入を進めており、各局の新システムへの接続が進捗している。 ・ 2015年9月、政府は郵便総局に対して新銀行「インドア・ポスト支払銀行」(IPPB)の仮免許を交付した。 ・ IPPBは2017年1月20日にRBIから免許を取得し、同月末から地域限定で営業を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ PMJDYにより開設された口座数は3.0億口座、預金残高は7,4651億ルピーに達した(2018年2月)。 ○ 背景には金融包摂を進捗させたいという政府の意向がある。仮免許交付機関のうちいくつかの銀行が営業を開始した。他方、取得を撤回した機関もある。 ○ ブラックマネー対策として、政府は2016年11月に高額紙幣の廃止を発表した。新紙幣との交換のため銀行への預金が急増した。 ○ IPPBでは3種類の預金口座、送金、決済などの金融サービスを提供する。 ○ IPPBは、1,000カ所のインドア・ポストのATMをIPPB向けに転換し、2018年中を目処に、国内の郵便局の地域本部において、650カ所の支店を構える予定である。 |
|--|--|

II. インドネシア共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：2億6,532万人（2018年 IMF推計） ○ 経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：4,052ドル（2018年 IMF推計） ・ 実質 GDP 成長率：5.3%（2018年 IMF推計） ・ 1ドル=13,877ルピア/1ルピア=0.01円(2018/4/30) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2018年2月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（115、98.4%、1992年銀行法） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国有銀行（4、38.6%） ◇ 地方開発銀行（27、8.2%） ◇ 国内民間外為銀行（42、40.2%） ◇ 国内民間非外為銀行（21、1.2%） ◇ 合弁銀行（12、4.6%） ◇ 外国銀行（9、5.6%） ・ 庶民信用銀行（1,615、1.7%、1992年銀行法） ○ 監督官庁：金融サービス庁（OJK） ○ 商業銀行と庶民信用銀行の個人預金（2018年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：5,143兆ルピア ・ 当座預金：22.4% ・ 定期預金：44.1% ・ 貯蓄預金：33.5% ○ 銀行による貸出残高（2018年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：4,692兆ルピア ○ 預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象として、商業銀行（外国銀行の国内支店を含む）、庶民信用銀行、シャリーア商業銀行、シャリーア庶民信用銀行の預金が保護される。1預金者当たり最高20億ルピアまで保証。 ○ 金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得には20%、配当所得には非居住者の場合は20%、居住者の場合は10%の源泉分離課税。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年12月末に銀行監督、バンキングライセンス発行等の権限が中央銀行（BI）から金融サービス庁（OJK）に移譲された。 ○ 商業銀行、国民信用銀行のうち、イスラム金融のみを取扱う銀行については別途根拠法として2008年シャリーア銀行法が施行されている。 ○ 外国銀行の国内支店は預金保険の対象となる一方、国内商業銀行の海外支店は対象外となっている。 |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>3. インドネシア・ポストの概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便サービスを提供するインドネシア・ポスト（PT Pos Indonesia）は、政府 100%所有の株式会社である。 ・ インドネシア・ポストの金融業務は、郵便為替、郵便振替と言った送金業務は自己の業務として実施しているが、その他の預金業務等についてはBTN 銀行など他の金融機関からの委託により実施している。 ○ 主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便為替、代引払い、振替・振込等の他、民間銀行の商品・サービス（預金、貸付等）を郵便局で提供している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシア・ポストでは2016年の金融サービスによる収益が約 1.117 兆ルピアで、総収益の 23%を占めている。 ○ ウェスタン・ユニオン社との業務提携により、国際送金サービスを提供している。 |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ BTN 銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1897 年に Postspaarbank として設立され独立後の 1950 年に郵便貯蓄銀行（インドネシア名：Bank Tabungan Pos、英名：Savings Bank Pos）に改名、1968 年に国有銀行に。現在でもインドネシア・ポストと協業し、郵便局窓口を通じて貯蓄口座商品を提供している。 ・ 1974 年以降住宅ローンの専門機関として発展した経緯から、貸出面では 9 割が住宅関連。 ・ 郵便局で取り扱われる預金商品は、同行普通貯蓄口座や国営大手行よりも魅力的な利率設定ながら、各種定期預金商品には及ばない水準。 ○ 庶民信用銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模企業や地域コミュニティに向けての金融機関。 ・ 当座預金の受け入れ、銀行間決済システムの取扱いは禁止されている。 ・ 融資手続が比較的簡単で、貸出金利は高めに設定されている。 ○ 協同組合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄と貸付を取り扱う協同組合が存在し、原則として担保に基づき運転資金等にかかる貸出を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシア・ポストは国民に身近な存在で、低中所得者層の顧客が多く、他金融機関と比較して口座管理手数料の低い預金商品を提供している。 ○ BTN 銀行は住宅金融の最大手行となることを目標に、個人住宅ローン貸出への特化を図っている。 ○ 業務範囲として定期預金、普通預金の受け入れと貸出。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国営質屋 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の短期融資を行なうが、預金受入は行なっていない。 | |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ リテール・バンキングへの重点シフト <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得水準の向上に伴って中間層の厚みが増し、インドネシアのリテール金融のビジネスチャンスが大きく広がる中、商業銀行は、消費意欲が旺盛になりつつある人々のニーズを取り込もうと、自動車ローンや住宅ローン、クレジットカード等の事業を急速に拡大している。 ○ 金融包摂に向けた主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシアでリテール金融へのシフトが重点戦略となる中、金融サービスへのアクセスの提供機会を高める、金融包摂に向けた取り組みが、世界銀行やインドネシア政府のイニシアチブのもとで推進されている。 ・ 具体的には、マイクロファイナンスの普及、テクノロジーの進展、金融教育等が進められている。 ○ 金融セクター改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融セクター改革として、銀行の健全性や効率的な規制体制や監督体制などを推進する取り組みや、外国銀行の出資比率規制の強化、国立社会保障制度の導入などが進められている。 ○ キャッシュレス化の状況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融包摂に向けた取り組みの一環として、インドネシア政府はキャッシュレス化を進めており、その結果電子マネーの発行数や取引金額は大幅な増加傾向が続いている。 ○ モバイル決済の動向 <ul style="list-style-type: none"> ➢ インドネシアでは、携帯電話の普及率が高まる中で、アプリなどの利用が可能なスマートフォンの普及率もかなり高まっており、モバイル決済普及の素地はできている。 ○ インドネシア・ポストの動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ マンディリ銀行を含め、BTN 銀行以外との協業にも積極的に取り組んでいる。広範な国内ネット | <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシアでは個人消費の拡大に伴いリテール・バンキングへの注目度が高まっている。 ○ こうした金融包摂に向けた取り組みを背景に、15 歳以上人口の口座保有比率は、2014 年の 36%から、2017 年には 49%と大きく上昇。 ○ 外国銀行の出資比率規制の例外規定を活かして、日系含むアジア各国の銀行が進出。 ○ 2015 年 7 月以降、老齢年金、雇用保険の給付等を拡充する国立社会保障制度が導入。 ○ 2017 年の電子マネー発行数は約 9,000 万件と、2014 年の 3,574 万件から、約 2.5 倍にも増加している。 ○ FT Confidential Research の調査によると、調査対象者中約 3 割がモバイル決済を利用したことがあると回答、モバイル決済が浸透し始めている。 |

| | | |
|--|--------------------------|--|
| | ワークを有することから業務提携の申し込みも多い。 | |
|--|--------------------------|--|

III. オーストラリア連邦

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：2,476 万人（2017 年 IMF 推計） ○ 経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：56,135 ドル（世界第 12 位、2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.2%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=1.28 オーストラリア・ドル(豪ドル) オーストラリア・ドル(豪ドル)=83.85 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2017 年 6 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（32、86.3%、1959 年銀行法） ・ 外国銀行現地法人（7、2.7%、1959 年銀行法） ・ 外国銀行支店（44、9.8%、1959 年銀行法） ・ 住宅金融組合（4、0.3%、1959 年銀行法） ・ 信用組合（54、0.8%、1959 年銀行法） ○ 監督官庁：オーストラリア健全性規制庁、オーストラリア証券投資委員会 ○ 預金保険制度：あり（リーマンショック後に措置、保証限度額一人当たり最高 25 万豪ドル。事前保険料徴収はなく、破産時に対応。） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大手 4 行(ウェストパック銀行、コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行)の存在感が大きい。 ○ 認可預金受入機関の監督は、オーストラリア健全性規制庁が行っている。 ○ 預金保険制度について、オーストラリア準備銀行は各銀行に事前に保険料を課すことを提案しているが、前アボット政権はこれに反対していた。 |
| 3. 郵便貯金の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア郵便公社が、金融機関からの受託業務として金融サービスを提供。 ・ オーストラリア郵便公社は 100%政府出資。 ○ 郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 4,379 局の郵便局のうち、3,500 局超で預金サービスを提供。(2017 年 6 月末) ○ 顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしていると自任している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金業務については、75 の金融機関から委託を受け、全国 3,500 を超える店舗でサービスを提供している。(2018 年 2 月) ○ 地方・僻地の店舗維持を図る一方、近年は週 7 日 24 時間営業の ATM、セルフサービスの払込端末、外貨両替ブース等を設置したフルサービス型の拠点も設けている。 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務としてではあるが、預金口座、送金、保険、プリペイドカードなど様々な商品を提供。 | |
| 4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人金融資産（2017年6月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額4兆8,361億豪ドル（現預金：1兆929億豪ドル） ・ 現預金：22.6% ・ スーパーアニュエーション：58.2% ・ 株式・その他証券：14.4% | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人金融資産の半分以上をスーパーアニュエーションが占める。スーパーアニュエーションとは、強制加入の私的年金であり、個人の資産形成に大きな役割を果たしている。 ○ 大手4銀行が認可預金受入機関の総資産のうち8割近くを占める。 |
| 5. 最近の金融動向と今後の展望 | <ul style="list-style-type: none"> ○ マイクロファイナンス等 <ul style="list-style-type: none"> ・ ナショナル・オーストラリア銀行と教会系慈善団体とのタイアップ事例等がある。 ○ コミュニティ銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンディゴ銀行は、独自のビジネスモデルであるコミュニティ銀行を展開し、地域に根差した金融機関として成功している。 ○ 大手銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン決済サービス拡充を通じて預金の囲い込みを図っている。 ○ 前アボット政権が金融制度全体について大規模なレビューを実施し、2014年12月に報告書を公表。同報告書は意見募集も終了し、今後、様々な改革が実施される見込み。 ○ 地方・僻地における民間銀行の支店閉鎖が多かったため、政府系郵便貯金を設けるべきではとの声も聞かれたが、現時点でオーストラリア郵便公社が銀行免許を取得する予定はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 欧州程盛んではないが、オーストラリアでもソーシャルファイナンスに係る活動が見られる。低金利ローンの他、借入金完済後には貯蓄促進プログラム等も提供されており、経済的弱者の自立を促している。 ○ コミュニティ銀行は預金受入機関ではなく、ベンディゴ銀行の取扱商品を提供する代理店という位置付けである。 |

IV. シンガポール共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|-------------------|---|---|
| 1. 市場環境 の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：561 万人（世界第 110 位、2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：53,880 ドル（2017 年、シンガポール統計局） ・ 実質 GDP 成長率：2.5%（2017 年、シンガポール統計局） ・ 1 ドル=1.34 シンガポール・ドル/1 シンガポール・ドル=84.49 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、根拠法、2017 年 3 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（5、1970 年銀行法） ・ 外国銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ フルバンク（29、1970 年銀行法） ・ ホールセールバンク（56、1970 年銀行法） ・ オフショアバンク（37、1970 年銀行法） ・ マーチャントバンク（32、1970 年シンガポール通貨監督庁法、1970 年銀行法） ・ ファイナンスカンパニー（3、1967 年ファイナンスカンパニー法） ○監督官庁：シンガポール通貨監督庁（MAS） ○預金保険制度：シンガポール預金保険公社（SDIC）が業務を担う。保証限度額は、1 金融機関、預金者一人当たり 5 万シンガポール・ドル。 ○金融税制：利子所得、キャピタルゲインは非課税。 | <ul style="list-style-type: none"> ○1999 年以降、外国銀行を積極的に誘致してきた。 ○外国銀行との競争の結果、国内銀行の合併・統合が進んだ。 ○預金保険制度は、全てのフルバンクとファイナンスカンパニーが加盟義務を有し、毎年保険料を支払う。 ○配当所得は、一段階課税方式により、法人が課税所得に関し納税した税金が最終課税となる。 |
| 3. 郵便貯金 の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ かつては POSB 銀行（シンガポールの郵貯銀行）が存在したが、1998 年に DBS 銀行によって買収された。 ・ 2011 年の DBS 銀行とシンガポール・ポストとの提携により、2012 年から DBS/POSB ブランドの金融サービスを提供している。 ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が多いため、外国人向けの預金サービス等も展開している。 ○主な商品 シンガポール・ポストでは、DBS/POSB の預金口座の他、 | <ul style="list-style-type: none"> ○DBS 及び POSB ブランドでは、インターネット・バンキングの手数料を優遇するなど、顧客を店頭での取引からオンラインでの取引に誘導している。 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | 公共料金の支払い、各社ローンの返済受付、保険やクレジットカードの提供等を行っている。 | |
| 4. 金融セクターにおけるリテールの金融機関の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産（2017年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：11,542 億シンガポール・ドル ・ 現金・預金：36.4% ・ 生命保険積立金：15.6% ・ 中央積立基金：31.6% ・ 有価証券：16.4% ○貸出残高（2017年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計の借入総額：3,235 億シンガポール・ドル ・ うち住宅ローン：75.5% | <ul style="list-style-type: none"> ○金融資産の保有残高は 2007－2017年の10年間で1.99倍以上に成長。 ○住宅ローンのうち、83%が金融機関から、17%が住宅開発庁からの借入である。 |
| 5. 最近の金融動向と今後の展望 | <ul style="list-style-type: none"> ○最近の金融動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行が周辺のアジア諸国への展開を積極化させている。 ・ 通貨金融庁が一部の外国銀行に対して、リテール部門の現地法人化を義務付けた。 ・ バーゼルⅢ規制の導入が進展している。大手銀行を国内のシステム上重要な銀行に指定し、通常より厳しい資本規制を求めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行によって主要展開先が異なり、DBS 銀行は香港、OCBC 銀行と UOB 銀行は東南アジアに強い。 ○政府の意向としては、リテール部門の現地法人化によって外国銀行を国内市場に根付かせ、金融の安定化を図っている。 |

V. 大韓民国

<要約>

| 概要 | 特徴 |
|---|---|
| <p>1. 市場環境の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：5,166 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：29,730 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：3.0%（2017 年 IMF 推計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ドル=1,072 ウォン/1 ウォン=0.11 円(2017/12/31) | |
| <p>2. 金融制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な銀行業態（機関数、根拠法、2016年12月末時点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（52、銀行法） ・ 専門銀行（政府系金融機関）（5、個別法） ・ 相互貯蓄銀行（79、相互貯蓄金融会社法） ・ 信用組合（923、信用組合法） ・ マーチャントバンク（1、金融投資サービス・資本市場法） ・ 生命保険会社（25、保険業法） ・ 証券会社（53、金融投資サービス・資本市場法） ○監督官庁：金融監督委員会、金融監督院 ○預金保険制度：韓国預金保険公社（KDIC）の保証上限額は、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。信用組合に預け入れられている預金の保証は、韓国信用組合連合会が行う。信用組合の預金保険の上限額も、1 金融機関の 1 預金者当たり 5,000 万ウォンである。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国では、個人（居住者）の利子・配当所得には各種の源泉徴収税率が適用される。例えば、長期債券の利子には 30%、その他の利子所得に対しては 14%が課される。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業銀行（全国的に展開する都市銀行及び、農村地域を対象とする地方銀行）、専門銀行（政府系金融機関）が、全体の総資産に占める割合は約 55.6%である。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>3. 郵政事業本部・郵便貯金事業の現況</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営形態：政府部門 ・ ユニバーサル・サービスの提供義務：なし ・ 2016 年における郵政事業本部の預金口座数は、約 2,056 万口座であり、その水準は 2011 年以降大きな変化は見られない。 ・ チャネルのラインナップ：郵便局窓口、ATM、金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」 <p>○郵貯の競争力の発展動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政事業本部は、安定した収益に基づき、韓国民がいつでも、どこでもアクセスできるユニバーサル郵便サービスを促進することをミッションとしている。これを踏まえ、「郵便サービスの革新と成長」、「持続的成長に向けた基盤整備」、「強固な金融サービスの提供」、「韓国民の創造的経済と幸福の支援」の 4 つを戦略として掲げている。 ・ 新技術・新事業導入や、顧客ニーズに適した新商品の開拓、ICT を駆使した業務の効率化や利便性向上に加え、拠点数を活用した顧客との関係構築や、金融専門家の育成により、オンライン・オフラインを問わずに顧客との関係強化を目指している。 | <p>○2013 年 3 月 23 日、省庁再編により、新たに創設された未来創造科学部（Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP）の管轄下にある国営の郵政事業本部の一業務として運営されてきた。2017 年 7 月に MSIP が廃止され、科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT, MSIT）に管轄が移っている。</p> <p>○全国で 1,740 台の 365 日稼働 ATM が設置されている（2017 年 11 月）。</p> |
| <p>4. 個人向け金融サービス</p> | <p>○個人金融資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：3.6 億ウォン/世帯（2015 年） ・ 現金・預金：43.0%（2012 年） ・ 生命保険・年金：20.1%（2012 年） ・ 株式：17.1%（2012 年） ・ その他：19.8%（2012 年） <p>○貸出残高（2016 年 12 月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：2,362 兆ウォン（貸出残高全体に占める各金融機関のシェアは下記の通り） ・ 銀行：71.3% ・ 専門クレジット金融会社：2.4% ・ 保険会社：7.7% ・ 信用組合：2.2% ・ 相互貯蓄銀行：1.7% ・ 証券会社：1.4% | <p>○金融資産の中で、現金・預金残高が 4 割強。</p> <p>○要注意債権の割合を見ると、近年経営悪化に伴い銀行数が減少している相互貯蓄銀行が約 7.5%と傑出して高い（2016 年 12 月末）。</p> |

○マイクロファイナンス

- ・マイクロファイナンス機関の運営にあたり、官民が共同で貸出業務を行うスマイル・マイクロクレジット銀行が特徴的である。
- ・2015年8月のハナ銀行のミャンマーでのハナマイクロファイナンス設立、2016年にはIBKキャピタルが同国でマイクロファイナンス会社のライセンスを申請し、NH農協銀行がミャンマーに拠点を設立した。金融機関のマイクロファイナンス事業における東南アジア進出が相次いでいる。

○流動性カバレッジ比率（LCR）規制の導入

- ・金融委員会（FSC）は、バーゼルⅢに絡み、2015年1月より、流動性カバレッジ比率（LCR）規制を導入する方針を表明した。FSCが商業銀行に求めるLCRは、向こう4年間にわたって毎年5%ポイントずつ引き上げられ、2019年には100%以上となる。専門銀行には60%以上、外国銀行国内支店には20%以上のLCRがそれぞれ適用されることになる。

○フィンテック

- ・金融当局がフィンテック産業育成に向けて従来の金融規制の枠組みの見直しを進めてきたことを背景に、先進国と比べて大きく出遅れていたフィンテックを導入・活用する動きが金融機関等に広がっている。例えば、ハナ銀行や国民銀行は、指紋などの生体認証を利用した金融取引システムを導入することを検討している。
- ・2017年より、インターネット専門銀行であるKバンク、カカオバンクの2行がインターネット専門銀行として営業を開始した。両行とも順調に利用者が拡大している。

○郵貯の経営形態の動き

- ・郵政事業本部の経営状態が悪化する中、人員削減や高収益事業の強化などを含めた構造改革が進められているものの、今のところ郵貯の民営化など経営形態に関する動きはない。

VI. 台湾

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：2,355 万人（2017 年 7 月、外務省） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：24,227 ドル（世界第 37 位、2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.0%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=29.67 台湾元/1 台湾元=3.81 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（38、77.1%、銀行法） ・ 外国銀行（29、8.0%、中国大陸地域在台支店 3.1%、銀行法） ・ 信用合作社（23、1.2%、信用合作社法） ・ 農会・漁会信用部（311、3.4%、農業金融法） ・ 中華郵政貯金事業（1、10.4%、郵便貯金法） ○監督官庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融監督管理委員会（FSC）を中心に、金融機関の監督・監査業務の他、金融政策の策定も行っている。 ○預金保険制度： <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険法に基づき 300 万台湾元まで保証される。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便貯金の通常貯金口座の利子：非課税 ・ キャピタルゲイン：非課税（2016 年 1 月以降） | <ul style="list-style-type: none"> ○人口が減少傾向にある台湾であるが、38 行と多くの商業銀行が競合している。 ○政府はアジアに通用する競争力のある大手銀行を数行育成するため、銀行間の合併再編を推し進めている。 ○2013 年 1 月よりバーゼルⅢ自己資本規制を導入し、2019 年までに段階的移行期間を経て、リスクアセットに対する自己資本比率 Tier1 が 8.5%以上、総自己資本比率 10.5%以上が求められる。 ○金融機関への預金に対する利子については、27 万台湾元を限度とする利子額の所得控除がある（通常貯金口座利子を除く） ○2015 年に所得税法が改正され、2016 年 1 月からキャピタルゲイン課税は廃止された。 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>3. 中華郵政貯金事業の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・台湾政府（交通部）100%出資の株式会社 ○金融サービス提供の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局窓口を通じて提供する金融サービス（貯蓄預金、送金業務及び簡易保険業務、郵便年金等） ・郵便局に設置されている専用 ATM ・インターネット・バンキング（ATM カードのデータを読み取る端末が別途必要） ○顧客基盤・預金残高（2016年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・預金残高は6.0兆台湾元。 ・顧客基盤は個人。預金全体の9割超を占めている。 ・口座数は3,560万口座。内、78.1%が普通預金口座、17.4%が定期預金口座、4.5%が振替口座。 ○主な商品・サービス <ul style="list-style-type: none"> ・預金、生命保険、小口貸付（預金額の90%まで）、住宅ローン等を提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ○預金機関全体の預金残高41.5兆台湾元の内、中華郵政貯金事業は全体の14.4%に相当する6.0兆台湾元を占めている（2017年12月末）。 ○中華郵政の事業収入のうち、保険料収入が43.8%、利子収入が29.5%を占めている。（2017年） |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○中華郵政貯金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国内最大のリテール金融機関。 ・預金残高は約6.0兆台湾元と、国内銀行最大手の台湾銀行（3.7兆台湾元）の1.6倍相当。 ・郵便局数も国内銀行全体（3,417支店）の4割程度の1,307局を有し、368自治体中の365に郵便局を配置。（2016年12月末） ・国内銀行に比べ、預入金利は低い傾向にある。 ○信用合作社 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の信用金庫、信用組合に相当する協同組織の金融機関。 ・具体的な時期は明示されていないが、台湾政府は信用合作社をすべて閉鎖、或いは商業銀行等に吸収させる考え。 ・2017年12月末の合作社数は23社、支店数は267支店と、1998年(54社、446支店)に比べて大幅に減っている。 ○農会・漁会信用部 <ul style="list-style-type: none"> ・農会信用部は農業、漁会信用部は漁業と、特定の職域に所属している組合員に対し小口融資を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○中華郵政貯金事業の存在感（支店数、預入残高）が他を大きく上回っている。 ○民間銀行からの批判（民業圧迫等）が少ないことから、今後も国営事業体として運営される公算が大きい ○信用合作社のリテール金融に占める存在感は低下基調。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 2017年12月末の農会・漁会信用部数は計311、支店数は865である。農村部や漁村地域では重要な金融チャネルとなっている。 | |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○中国本土との関係 <ul style="list-style-type: none"> • 2010年より、台湾の銀行は中国本土における銀行業務が解禁され、上海や中国南部を中心に、台湾企業が進出している地域で展開し始めている。 • 2013年2月、中台間では台湾ドルと人民元の直接取引が始まり、ヒト、モノに比べて遅れていたカネの交流も深まっている。 • 2017年12月末の人民元預金残高は3,220億人民元に達した。また、当該預金残高は、シンガポールにおける人民元預金残高を大きく上回っている。 ○中華郵政貯金事業の動向 <ul style="list-style-type: none"> • 民業圧迫との批判は少なく、今後も国営事業体として運営される見通し。 • 郵便局の効率的な配置を促進するため、利用者が少なく、局員も1-2名の郵便局を閉鎖する方針と報道されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○中長期的な人口減少により台湾市場の成長が困難と予測される中、台湾の金融機関による中国市場への事業進出は今後更に進む見通しである。 ○台湾での人民元の取扱いについては、2013年2月から全ての金融機関で可能となった。 |

VII. 中華人民共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：13 億 9,085 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：8,583 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：6.8%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=6.54 元/1 元=17.29 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○金融制度：銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2016 年 12 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策銀行、国家開発銀行（3<9.9>%、1994 年政策銀行法） ・ 商業銀行（大型商業銀行 5<37.3>%、株式制商業銀行 12<18.7>%、都市商業銀行 134<12.2>%、民営銀行 8<N.A.>、外国銀行等 39<1.3>%、農村商業銀行 1,114<8.7>%）、1995 年商業銀行法） ・ 農村合作金融機関（農村商業銀行 1,114<8.7>%、農村合作銀行 40<0.2>%、農村信用合作社 1,125<3.4>%、1996 年農村金融制度改革に関する決定） ・ 新型農村金融機関（村鎮銀行/貸出公司/農村資金互助社 1,504<4.1>%、2006 年農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見） ・ 中国郵政儲蓄銀行（1、新型農村金融機関の資産と合わせてシェア 4.1%、商業銀行法） ○外国銀行等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 カ国・地域の外国銀行が、39 の現地法人と 315 の支店を設置。 ・ 外国銀行の総資産は 2.9 兆元、全銀行資産の 1.3%を占めている。 ○監督官庁：中国銀行業監督管理委員会 ○家計金融資産（2014 年 12 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：95 兆元 ・ 預金：51.0% | <ul style="list-style-type: none"> ○大型商業銀行 5 行の資産規模は 86 兆 5,982 億元と、全体の 37.3%を占める。 ○2001 年の中国の WTO 加盟を機に、外国銀行による中国での現地法人の設立が許可された。 ○家計金融資産では人民元預金が占める割合が約 5 割である。 ○2007 年から 2017 年までの 11 年間 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式・債券：38.7% ・ 投資信託：2.6% ・ 保険：2.1% ・ その他：5.6% <p>○家計預金残高（2017年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：64.4兆元 <p>○個人向け貸付残高（2017年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：31.5兆元 <p>○預金保険制度：2015年5月1日より導入</p> <p>○金融税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息取得：非課税 ・ 配当所得：20%の源泉徴収税 | <p>で、家計預金残高は約3.7倍、家計向け貸付残高は約9.6倍に増加。</p> <p>○預金保険制度により、元本と利息合計50万円までが保護対象となった。</p> |
| <p>3. 中国郵政儲蓄銀行の概要</p> | <p>○郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）の概要（数値は原則2016年12月末）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時期：2007年3月 ・ 主要株主：中国郵政集団が100%保有していたが、2015年12月に、総株式の16.92%に相当する新株（451億元相当）を第三者割当増資として、戦略投資家（計10法人）に割り当て。2016年9月に香港取引所へ上場、中国郵政集団の出資比率は83%から69%に低下。 ・ 窓口拠点数：約4万カ所 ・ ATM設置数：約12万台（2017年6月末） ・ 主な金融サービス：外貨預金を含む預貯金、債券、手形、マイクロクレジット等の資産運用、中小企業向けのマイクロローン等小口貸付、決済・国内外送金業務、個人向け消費者金融業務等 ・ 主な融資先：三農（農業、農村、農民）、中小企業や域コミュニティ向け等 ・ 個人顧客数：5億3,900万人 ・ 総資産：8兆5,438億元（全国銀行業の第6位）（2017年6月末） ・ 預金残高（個人）：6兆5,617億元（2017年6月末） ・ 預金残高（法人）：1兆1,212億元（2017年6月末） ・ 純利益：266億元（前年同期比14.5%増）（2017年上半期） | <p>○中国郵政集団の売上高のうち、金融サービスによる収入は全体の76%を占め、郵政儲蓄銀行が同グループの稼ぎ頭となっている。</p> <p>○2012年1月、郵政儲蓄銀行は従来の有限会社から株式会社へと組織が変更され、株式上場への道が開けた。</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○中国郵政儲蓄銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 4 万カ所を超える営業拠点数で、国有の大型商業銀行に並ぶ預金量を集める。 ・ 財務面も安定的で、2015 年 12 月には「リスクマネジメント最優秀行」の表彰を受けた。 ・ 預金利率は比較的low。 ○都市商業銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元に対するサービス提供を図るため、営業区域に制限あり。近年は上場による資金調達を図る動きも。 ・ 比較的堅調な経営状況ながら、今後各地の経済低迷が深刻化すれば不良債権問題のリスクも生じ得る。 ・ 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多い。 ○中小農村金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関（農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社）と、新型農村金融機関に大別可能。 ・ 農村合作金融機関は、統合により経営基盤強化を図る動きあり。 ・ 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多く、特に中小規模機関（農村信用合作社など）でその傾向あり。 | <ul style="list-style-type: none"> ○中国郵政儲蓄銀行と中小農村金融機関を合わせた資産シェアは 16.4%。 |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○民営銀行の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 7 月と 9 月、中国銀行業監督管理委員会は 5 行の民営銀行の設立を認可。2016 年にも合計 9 行が新規認可を取得。 ・ いずれも 100%民間出資によって設立され、リスク自己負担の前提で個人消費者、零細企業や特定の法人など向けに金融サービスを提供する予定。 ○金利の自由化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 7 月 20 日に、中国人民銀行は貸付金利の下限を撤廃し、貸出金利の自由化を実施。2014 年 11 月 22 日に、預金金利の利下げを実施し、預金金利の上限を基準金利の 120%に引き上げ、預金金利の規制緩和を拡大させた。 ・ 2015 年 10 月 24 日に普通預金および 1 年以下の定期預金に関する金利上限が撤廃され、全ての預金金利についても自由化が達成された。 | <ul style="list-style-type: none"> ○中国の銀行業は国有商業銀行の影響が大きく、中小企業や民間企業などは融資を受けにくい状況が続いている。民間資本による銀行業への参入を支援するため、銀監会は民営銀行の設立を積極的に認可する方針を示してきた。 ○依然として人民銀行は基準金利を定めているが、現在は参照目的での公表となり、上限/下限規制は撤廃された。 |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • ただし、2016年6月には複数メディアにて「銀行業界団体の自主ルール」を通じた金利規制が復活との報道（当局は否定）。 <p>○金融業のグローバル化の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内市場では規制緩和を通じて、近年外国銀行の中国国内市場への参入を促すとともに、中国の銀行による海外進出（go overseas）も推進。 <p>○中国郵政儲蓄銀行の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2014年10月、同行は小型コンピュータによって構築されたコアシステムを稼働させた。 • 2015年1月、郵儲銀行主導で「中郵消費金融有限公司」が設立された。 • 2017年6月末には同行のインターネット・バンキング利用者は約2億人、このうちモバイルバンキング(スマホ)利用者は1.4億人に上っている。 | <p>○中国郵政儲蓄銀行はネットワークや資金力などの優位性を活かし、今後は三農「農業、農村、農民」や、中小企業、コミュニティ向けの金融サービスに注力して、中国における金融包摂（普惠金融）の発展の推進力と引率者を目指すことを明確に示している。</p> |
|--|--|--|

VIII. ニュージーランド

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|----------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：495 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：44,639 米ドル（2018 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.9%（2018 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=1.43 ニュージーランド・ドル(NZ ドル) / 1NZ ドル=75.70 円(2018/5/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数[2018 年 4 月末]、家計預金シェア[2017 年 12 月末]、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録銀行（26、98.1%、1989 年ニュージーランド準備銀行法） ・ 住宅金融組合(a)、信用組合(b)、金融会社(c)（25[内訳：(a)3、(b)13、(c)9]、計 1.9%、2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法） ○監督官庁：ニュージーランド準備銀行、金融市場庁 ○預金保険制度：なし | <ul style="list-style-type: none"> ○ニュージーランドにおける登録銀行の多くは外資系銀行でありオーストラリア系が上位 4 行を占めている。 ○銀行及びノンバンク預金取扱金融機関については、ニュージーランド準備銀行法に基づき、ニュージーランド準備銀行が健全性規制の監督を行っている。 ○預金保険制度は、2008 年のリーマンショック後に暫定的に設けられたものの、2011 年 12 月末に終了した。 |
| 3. キウイ銀行の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ キウイ銀行が 2002 年に開業。 ○郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ キウイ・グループ・ホールディングスの最大株主は、ニュージーランド郵便（53%）。他 2 社も政府系機関。 ・ ニュージーランド郵便は 100%政府出資。 ・ 全国 881 局の郵便局のうち、270 局でキウイ銀行のサービスを提供。（2017 年 6 月現在） ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老若男女、中間層から富裕層まで、幅広い顧客を対象としている。また、中小企業への融資も実施。 ○主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金口座、ローン、保険等幅広い商品を提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ○かつてのポストバンクは 1989 年に ANZ 銀行に売却され、その後 1994 年に ANZ 銀行は郵便局での営業から撤退した。 ○キウイ銀行の顧客口座数は 2017 年 6 月末で 100 万以上、うち、個人顧客が 80 万以上を占める。 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>リテール金融機関の特徴</p> <p>4. 金融セクターにおける</p> | <p>○家計金融資産 (2017年6月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額 8,126 億 NZ ドル (預金 : 1,639 億 NZ ドル) ・ 現預金 : 21% ・ 株式・投資信託 : 68% ・ 保険・年金準備金 : 11% <p>○主なリテール金融機関は、キウイ銀行、住宅金融組合、信用組合が挙げられる。</p> | <p>○個人金融資産の 3 分の 2 以上を株式・投資信託が占める。</p> <p>○預金は、登録銀行の残高が前年同期比 7.5%伸びている。住宅金融組合や信用組合を含むノンバンク預金取扱金融機関は同 6.5%増となっている。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○金融機関の健全性監督強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融市場庁やニュージーランド準備銀行は、オーストラリアで主要銀行の不正行為が発覚したことを受け、ニュージーランド国内の主要銀行に対して不正防止対策の実施状況を報告するよう要請(2018年5月)。 <p>○キウイセイバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年4月の加入者数は約 284.8 万人。 <p>○オルタナティブ・ファイナンスの動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピア・ツー・ピア・レンディングの個人向け融資残高は 259.59 百万 NZ ドル(2017年6月末)。 ・ クラウド・ファンディングの資金調達額は 74.22 百万 NZ ドル(2017年6月末)。 <p>○キャッシュレス化・モバイル決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンタクトレス・デビット決済を含む販売時のクレジットカード取引の 1 人当たり年間取引件数(2017年)は前年比 20 件増の 123 件。 <p>○リテール決済に関する法規制の検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年9月に商業・消費者問題大臣は、国内の決済システムを管理するペイメンツ NZ 等に対し、新たな決済手段のプラットフォーム構築や手数料の透明性向上への対策を求める書簡を送付し、回答次第で規制の導入を検討することを示唆。 <p>○今後のリテール金融機関の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業界は今後、ペイメンツ NZ の戦略的構想「ペイメンツ・ダイレクション」の下で、業界横断的な口座特定サービスや支払リクエストの導入、決済システムのスピード・アップ、ISO20022 への対応に取り組む予定。 | <p>○キウイセイバーは、2007年7月に導入された、勤労者を対象とする老後のための確定拠出年金制度。就職時に自動加入させられるが、自分の希望するプランへの変更やオプトアウトが認められている。</p> <p>○従来型デビットカードのエフトポスに比べ、デビット機能付きのクレジットカードの利用が拡大しているとみられる。</p> <p>○左記の書簡を受け、ペイメンツ NZ は、共有 API の構築に向けたパイロット事業や決済システムの週 5 日体制から 365 日体制への移行を進めていること等を回答(2018年3月)。</p> |

IX. フィリピン共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：10,627万人（2017年IMF推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たりGDP：3,022ドル（2017年IMF推計） ・ 実質GDP成長率：6.6%（2017年IMF推計） ・ 1ドル=49.34ペソ/1ペソ=2.29円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2014年12月末時点） <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルバンク（21、82.5%、2000年一般銀行法（民間銀行）、個別法令（政府所有銀行）、1994年外国銀行自由化法（外国銀行支店）） ・ 商業銀行（22、7.6%、2000年一般銀行法（民間銀行）、1994年外国銀行自由化法（外国銀行）） ・ 貯蓄銀行（55、7.7%、1995年貯蓄銀行法） ・ 農村銀行（462、1.4%、1992年農業銀行法） ・ 協同組合銀行（25、0.1%、2008年協同組合法） ○監督官庁：フィリピン中央銀行 ○預金保険制度：フィリピン預金保険公社。一人当たり一金融機関につき50万ペソまで保証。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金の利子所得は20%の税率で源泉分離課税される。外貨預金から得られる利子所得は7.5%の税率で分離課税される。 ・ 配当所得は10%の税率。 ・ キャピタルゲインは、取引所を介した上場株式は売却額の0.5%、取引所外取引は10万ペソ以下は5%、10万ペソ超過分は10%。 ・ なお、5年以上にわたって定期預金或いは投資信託等を定期的に保有した場合には、利子所得が非課税となる、長期貯蓄・投資に係わる金利所得等の非課税制度が存在する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○フィリピンの銀行の数は、年々、銀行の合併、吸収、閉鎖により減少している。2018年2月末現在、銀行の数は585であり、前年比14行減少した。一方、支店数は11,250支店となり、前年比571支店増加している。 |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| <p>3. フィリピン郵便貯蓄銀行の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸省傘下のフィリピン郵便公社（PHLPOST）が株式の 56.8%を保有する郵便貯蓄銀行が金融サービスを提供している。 ○郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピン郵便貯蓄銀行は、本店の他に 24 の支店を有する。金融サービスは自行のネットワークのみで提供されており、PHLPOST の郵便局では金融サービスは提供されていない。 ・ ATM の稼働台数は 80 台で、多くの地方の支店にあり、活用されている。 ○主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な取扱商品としては、通帳型の貯蓄口座、ATM カードが使用できる貯蓄口座、当座預金（小切手振出可能）、定期預金、プレミアム貯蓄口座（最低預金残高が個人、法人・政府とも 10 万ペソに設定された、30 日以上 360 日までの満期の日数に応じて金利が優遇される定期預金）、小切手の振出に応じて、貯蓄口座から当座預金に自動送金されるドル建て貯蓄口座（普通預金、定期預金）等がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯蓄銀行は運輸通信省（Department of Transportation and Communications, DTCC）傘下のフィリピン郵便公社（The Philippine Postal Corporation, PHLPOST）が株式の 56.8%を保有し、残る 43.9%はフィリピン政府が所有している。 ○郵便貯蓄銀行は、1992 年郵便業務法（Postal Services Act of 1992）を根拠法としている。 |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○リテール金融機関の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ リテール金融機関としては、フィリピン貯蓄銀行を含む貯蓄銀行と農村銀行、協同組合銀行が挙げられる。 ○リテール金融機関の総資産（2018年1月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.4 兆ペソ（全銀行の 9.3%） ○リテール金融機関の預金残高（2018年1月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.1 兆ペソ（全銀行の 9.4%） ○フィリピン郵便貯蓄銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産、預金とも貯蓄銀行の 1%の規模であり、大手銀行は競争相手とみなしていない。 | |

○金融動向

- 近年、銀行の再編・統廃合が進んで銀行数は減少している（ただし店舗数は増加）。農村銀行については、金融包摂と金融システムの安定化促進を目的とし、再編を促進する農村銀行再編プログラムが承認されている。なお、政府はこれら金融機関の再編を基本的に支持している。
- 2014 年に外国銀行の 100%出資による現法の設立や支店の設立が可能になり、三井住友銀行も 2015 年 9 月にマニラ支店を開設した。さらに、2016 年 2 月、新銀行開設の制限の段階的な解除が承認され、例えば貯蓄銀行のユニバーサルバンクへの業務転換の申請などが可能になる。

○今後の動向

- 郵便貯蓄銀行はプレゼンス強化のため、銀行支店が存在しない農村地域において店舗数を 50 まで増やし、全国に存在する PHLPOST の店舗網を使った事業拡大を目指すとしている。
- 郵便貯蓄銀行は資本増強が課題であり、部分的な民営化またはフィリピン開発銀行等の国有銀行との合併を検討していた。2017 年 9 月、フィリピン郵便貯蓄銀行をフィリピン土地銀行へ売却し、「海外フィリピン銀行」へと改変する大統領令の草案が国会に提出され、2017 年 10 月に承認された。

○プレゼンスの強化として、銀行支店が存在しない農村地域において店舗数を 50 まで増やし、全国の PHLPOST の店舗網を活用してさらなる事業拡大を目指している。

X. ベトナム社会主義共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：9,364 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：2,310 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：6.3%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=22,774 ドン/1 ドン=0.005 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有商業銀行（4、45.7%、2010 年与信機関法） ・ 民間商業銀行（31、40.3%、2010 年与信機関法） ・ 合弁銀行・外国銀行現地法人・外国銀行支店（順に 2・6・50、合計 9.5%、2010 年与信機関法） ・ 人民信用金庫（1,147、1.0%、2010 年与信機関法） ○監督官庁：ベトナム国家銀行（SBV） ○金融資産 <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行預金残高（2016 年 10 月末）：5,812 兆ドン。うち、普通預金が 724 兆ドン、定期預金が 4,481 兆ドン、外貨預金が 607 兆ドン。 ○銀行による貸出等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内非政府貸出残高（2015 年 12 月末）：4,693 兆ドン ○預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム預金保険機構。1 金融機関、預金者一人当たり、5,000 万ドンが保証される。 ○金融税制（主な金融所得税率） <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金利子：銀行・信用機関への預金からの利子は非課税。それ以外の利子は 5%課税。 ・ 投資商品：配当金は 5%、キャピタルゲイン純利益の 20%または売却価格の 0.1%課税。 | <ul style="list-style-type: none"> ○国有商業銀行の預金残高、融資残高のシェアが低下している一方、民間商業銀行の預金残高、融資残高は増加しており、両者のシェアは均衡しつつある。 ○預金保険機構の設立根拠を法律にするとともに、預金保険の法的規制を強化し、関連の法的書類の有効性を高めるため、2012 年 6 月 16 日に預金保険法が設立。 ○証券投資よりも銀行預金を優遇した税制。 |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| <p>3. リエンベト郵便銀行の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2010 年までは、ベトナム郵便貯金サービス会社はベトナム郵便公社内の独立採算組織であったが、2011 年に民間商業銀行であるリエンベト銀行と合併し、リエンベト郵便銀行となった。 <p>○郵便公社等との関係・拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> • リエンベト郵便銀行は 2015 年 11 月時点で、国内全 63 省/市にある約 100 店舗及び、1,067 の郵便局 (Postal Transaction Office, PTO) を通じて預金/貸出サービスを提供している。 <p>○サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間商業銀行になってから、預金のほか、住宅ローンを始めとする各種貸付を行っている。 <p>○郵便貯金残高</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2015 年 12 月末で、郵便貯金の残高は 23 兆ドン (預金残高全体の 25%)。 | <p>○ベトナム郵便貯金サービス会社とリエンベト銀行が合併したことにより、資本金や総資産等が急激に増加したとともに、ネットワークが拡大した。</p> |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○リエンベト郵便銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 郵便貯金サービス会社と民間商業銀行の合併で誕生したが、ベトナム郵便公社と異なり、ユニバーサル・サービス義務は課されていない。 • 国内金融機関の総資産に占めるシェアは 1.5% (2015 年 12 月末)。 • 民間商業銀行として、他行に順ずる多様な商品を提供しているほか、協力関係にあるベトナム郵便公社が年金口座に関する唯一のサービス提供者と定められたことから競争優位を得ている。 <p>○人民信用金庫</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中央のベトナム協同組合銀行と、1,147 の人民信用金庫によって構成される。政府が 99%を出資し、会員からの出資は 1%のみ。 • 国内金融機関の総資産に占めるシェアは 1.4% (2015 年 12 月末)。 • 人民信用金庫は会員/非会員両方から預金を受け入れることができるが、貸出は原則として預金をしている顧客向けに限られる (貧困家計の特例を除く)。 | <p>○リエンベト郵便銀行の預金金利は国有商業銀行とほぼ同水準だが、民間大手商業銀行より若干低い水準。</p> |

5. 最近の金融動向と今後の展望

○リテール・バンキングへのシフト

- ベトナムの銀行は不良債権問題を抱えており、足元では改善が見られるとはいえ、リスクが高い企業向け融資には慎重である。そのため、リテール・バンキングの重要性が高まっている。

○マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンス

- 2011年の与信機関法により新たに規定されており、預金の受入、国内/外国借入などにより資金調達している。貸出はドン建てのみとなっている。

○リエンベト郵便銀行の動向

- ベトナム郵便公社のネットワークを活用して業績を拡大させており、特に農村部へのサービスを一段と拡充させたい考えである。
- 法的な制約から郵便局（PTO）拠点数は1,100から増やせない状況となっているが、新規認可を求めている状況である。

- 銀行口座を保有している国民は2割程度であり、銀行等を補完するものとして、マイクロファイナンスやインターネット・携帯電話を利用したリテール金融が注目されている。

《アメリカ》

XI. アメリカ合衆国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・総人口：3億2,543万人（2017年IMF推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりGDP：5万9,495ドル（2017年IMF推計） ・実質GDP成長率：2.2%（2017年IMF推計） ・1ドル=113.00円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <p><金融制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・商業銀行：(4,902、86.3%、国法銀行法・州法) ・貯蓄金融機関：(745、6.3%、国法銀行法・住宅所有者向け貸付法・州法) ・信用組合：(5,755、7.4%、信用組合法・州法) ○監督官庁：国法銀行について <ul style="list-style-type: none"> ・通貨監督庁（商業銀行、貯蓄金融機関） ・全国信用組合管理庁（連邦信用組合） ○預金保険制度：連邦預金保険公社。 <ul style="list-style-type: none"> ・1口座当たり25万ドルまで保証される。 ○預貯金に関わる税率： <ul style="list-style-type: none"> ・利子所得、配当所得は総合課税 ・1年以上保有する有価証券の方が税制面で有利 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行は根拠法により、国法銀行と州法銀行に分かれる。 ○商業銀行は、伝統的に事業会社向けの貸出しを中核事業とするが、今日では個人向け金融商品も多数扱っている。 ○個人もしくは地域の中小企業向けの貸出しを中核とする業態として貯蓄金融機関がある。 ○信用組合の数も多く、共通の絆（コモン・ボンド）によって様々な信用組合が存在する。 ○監督官庁の再編により、貯蓄金融機関は商業銀行と同様の基準で監督に服することになった。 |
| 3. 郵便貯金の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・1910年に設立された郵便貯金は、民間金融機関による金融商品拡充の動きや預金保険野整備などにより、魅力が低下したことを受けて、1967年7月に廃止されていた。 ・現在、郵便貯金制度は設けられていないものの、国内小為替や外国為替サービスなど、一部の金融サービスの提供は行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○米国では金融弱者が増加する可能性が示唆されている。それを背景として、郵便局における貯蓄やローン等のサービスを検討する動きが顕在化した。2015年5月、USPSの観察総監室は、レポート「今後の郵便金融サービス」においてUSPSの金融サービスの可能性について言及している。 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○個人金融資産（2017年6月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：78.9兆ドル ・ 現金・預金：14.5% ・ 債券：5.0% ・ 投資信託：10.2% ・ 株式・出資金：36.8% ・ 保険・年金準備金：30.6% ・ その他：2.9% <p>○預金残高シェア（2017年6月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄金融機関 7.1%、信用組合 8.7% <p>○家計・NPO部門のローン残高（2017年6月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン：9.9兆ドル ・ 消費者ローン：3.6兆ドル | <p>○個人金融資産に占める株式、債券、投資信託等のリスク性商品の割合が他国より高い。</p> <p>○信用組合は1969年に23,866存在していたが、合併が進み、2017年6月末には5,812まで減少した。他方、組合員数や総資産は増加が続いている。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○米国では、グラミン・アメリカ等、企業や事業拡大を目指す個人事業主向けの融資においてマイクロファイナンスが普及しつつある。一方で、貧困者向け金融という面ではまだ機能していない。</p> <p>○金融危機の影響と規制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サブプライム問題から端を発した金融危機の震源地である米国では、抜本的な改革法であるドッド・フランク法を成立させ、プルーデンス規制を強化すると同時に、銀行等の業務規制強化も行われている。 ・ しかしながら、2017年に成立したトランプ政権はドッド・フランク法によって監査対応コストが嵩み、金融機関の貸出も低迷しているとの見方をしており、同法の大規模見直しを指示する大統領令に署名済み。 | |

XII. ブラジル連邦共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|--|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <p>○社会構造</p> <p>総人口：2億768万人（2017年IMF推計）</p> | |
| | <p>○経済環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりGDP：10,020ドル（2017年IMF推計） ・実質GDP成長率：0.75%（2017年IMF推計） ・1ドル=3.3リアル/1リアル=34.16円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <p><金融制度></p> <p>○銀行等の業態（機関数）（2017年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合銀行（133） ・商業銀行（21） ・連邦貯蓄銀行（1） ・信用組合（1,023） <p>○監督官庁：ブラジル中央銀行、国家通貨審議会</p> <p>○預金保険制度：信用保証基金（FGC）。一人当たり、一金融機関ごとに25万リアルを保証。信用組合銀行と信用組合は信用保証期間（FGCoop）。</p> <p>○金融税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利所得は総合課税の対象となり、源泉徴収されるが、貯蓄口座は課税対象外。 ・個人所得税率は7.5～27.5%の間で所得に応じて4階層設定されている。 ・キャピタルゲイン所得は基本的には15%の分離課税対象である。500万リアルを超えるキャピタルゲインには17.5%から最大22.5%の課税がなされる（22.5%となるのは3,000万リアルを超えた場合に適用される。）。 | <p>○1988年にユニバーサルバンク業務を提供できる総合銀行の形態が容認されると、多くの商業銀行が総合銀行に転換したため、数が多い。</p> <p>○上位10銀行のうち政府系銀行は3行入っており、外資・国内銀行を含む全行の預金残高全体の約54.9%、資産額では、約49.6%のシェアを占めている。</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル郵便電信公社(ECT)が、ブラジル銀行との契約に基づき、バンコ・ポスタール (Banco Postal) という金融サービスを提供。 <p>○郵便公社等との関係・チャネル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル郵便電信公社 (ECT) の 6,470 の郵便局で銀行サービス (バンコ・ポスタール) を提供している。 <p>○通常の預金の他、低所得者層向けの預金商品もある。また、ブラジル銀行の貸付商品を郵便局窓口で取り扱う。</p> | <p>○バンコ・ポスタールは、低所得向けの預金商品 (上限額が低く設定されている当座預金口座など) 等を重点的に展開している。</p> <p>○バンコ・ポスタールのサービス対象地域は、全国土の 95%以上となっている。</p> <p>○ブラジル銀行はバンコ・ポスタールの契約を更新しないと 2016 年 11 月に発表した が、12 月になって 3 年間の契約延長が発表された。</p> |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○個人金融資産 (2009 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額：約 2.3 兆リアル ・現金・預金：19.9% ・株式等：33.6% ・その他 (保険準備金など)：46.5% <p>○一人当たり個人金融資産：11,957 レアル</p> <p>○個人向け住宅ローンの貸出が増えている。主要 2 行 (ブラジル銀行、連邦貯蓄銀行) の住宅ローンの貸出残高合計は、2011 年の 2,835 億リアルから 2016 年には 4,476 億リアルへと 1.6 倍の規模に成長しており、個人向け貸出残高に占めるシェアも 31%から 46%へと上昇している。この背景には、ブラジル政府による住宅建設促進計画 (Minha Casa, Minha Vida) があるものと思われる。</p> | <p>○税制の恩恵を受け、株式・債券など、有価証券の保有率が比較的高い。2009 年 12 月末のデータでは株式等は 33.6%で、現金・預金を上回る。</p> |

5. 最近の金融動向と今後の展望

○マイクロファイナンス

- ブラジル政府は、金融包摂（**Financial Inclusion**）を促進するため、**2003**年に大手金融機関のマイクロファイナンス参入を促す施策を導入した。
- 大手金融機関のプレゼンスがない地域では、信用組合理が事業展開している。
- マイクロファイナンスを提供している主要な金融機関としては、バンコ・ポスタール、国有銀行であるブラジル銀行、連邦貯蓄銀行が挙げられるが、近年では民間企業もマイクロファイナンス業務において、一定の役割を果たしている。

○モバイルバンキングネット

- 利用者層の普及に伴い、モバイルバンキングもユニバーサル・サービスの提供を促進するインフラとして着目されている。
- 大手各行もモバイルバンキングが盛んになっており、デジタルバンキングアプリケーションの提供等を行っている。

○国内で営業している銀行に対し、預金残高の**2%**相当額をマイクロファイナンス業務に割り当てる基準を設けている。

○低所得者層のインターネット利用の増加を踏まえて、ブラジル政府はインターネットや携帯電話等の媒体を活用した金融サービスの普及を進めている。

XIII. カナダ

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：3,669 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：43,611 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.94%（2017 年 IMF 推計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ドル=1.26 カナダドル/1 カナダドル=89.95 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（79、5.2 兆カナダドル、銀行法） ・ 信託会社（44、1,562 億カナダドル）、貸付会社（14、1,867 億ドル）（信託および貸付会社法あるいは州法） ・ 信用協同組織（574 組合、3,716 億カナダドル、州法或いは準州法） ○監督官庁：金融機関監督庁（OSFI） ○預金保険制度：カナダ預金保険機構（CDIC）及びケベック州の金融市場庁（AMF）が提供する。AMF は、ケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関に対しては、カナダ預金保険機構（CDIC）が担当する。信用組合については、各州に設立された州預金保険機構が提供する。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦税及び州税として制度化されている（原則、総合所得課税制度）。 | <ul style="list-style-type: none"> ○商業銀行の中でも、ビッグ・シックスと呼ばれる大手国内銀行がカナダ金融市場の 9 割以上を占める。 ○州法によって設立された信託会社、貸付会社、生命保険会社、証券ディーラー及び証券子会社は州政府が監督する。 ○預金を受け入れるものの、CDIC の加盟対象とならない金融機関に、州レベルで規制される信用協同組織、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行がある。 ○CDIC の保証額は 10 万カナダドル。 ○カナダでは、各州の自治を尊重した上で、連邦国家を形成しているという仕組みが基礎となっているため、税率等については各州が独自に決定する。 |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>3. 郵便貯金の現況</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1868年、郵政省は郵便貯金制度を導入したが、1968年には廃止された。 • 1898年、財務大臣が郵便貯金の金利を下げたこと、1900年以降は信用協同組合が浸透したことにより、郵便貯金の魅力は大きく低下した。 <p>○郵便貯金の再導入の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）は、現在の銀行業界はサービス料金が高く、金融包摂も不十分であるとして、郵便貯金制度の再開を強く主張している。 • 厳しい収支状況にあるカナダ・ポストは、郵便物の個別廃止などコスト削減策を進めている。 | <p>○カナダ・ポストは送金サービス等の限られた金融サービスを提供している。</p> <p>○カナダ銀行協会が実施した 2012 年世論調査によると、カナダ国民 87%が同国の銀行システムが安定していると評価している。</p> <p>○カナダ・ポストの経営陣は、郵便貯金の再開に対して反対の意向と見られている。</p> <p>○銀行協会も郵便貯金制度の再開に明確に反対している。</p> |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○カナダでは、信用協同組織として英語圏では信用組合が、フランス語圏では庶民金庫が存在する。</p> <p>○庶民金庫はフランス語圏ケベック州におけるリテール向け金融サービスの主要な担い手となっている。</p> <p>○カナダはビッグ・シックスを中心とする商業銀行の存在が大きく、リテール金融機関である信用組合・庶民金庫のシェアは小さいものの、住宅ローンに限ればシェアは 13%であり、一定の役割を果たしている様子が窺われる。</p> | <p>○信用組合は国内での浸透率が高く、中小企業向けの金融サービスの提供においても高い評価を得ている。</p> <p>○庶民金庫を総括し効率的に運営するため、14 の地域連合会が組成された。そのうちケベック州内の 11 の地域連合会はケベック州連盟に統合され、ケベック州デジャルダン連合会が 2002 年に発足している。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○高い評価を得るカナダの金融システム</p> <p>世界経済フォーラム（World Economic Forum）の The Global Competitiveness Report で 2008 年から 2015 年までカナダの銀行は 8 年連続して世界で最も健全な銀行であると評価を受けた。2016 年は 3 位。</p> <p>○FinTech</p> <p>カナダ銀行は 2016 年に FinTech のメリットとデメリットを検証するためのブロックチェーン・プロトタイプを構築した。しかし、消費者保護や金融制度の安定性維持の観点から抜本的な制度改革にはまだ着手できていないのが実情である。</p> | <p>○カナダの安定した金融システムと強い国内経済基盤は、2008 年から 2009 年の金融危機やその後の世界的な景気後退の中でも、あまり影響を受けず、国民経済の健全な発展を促した。</p> |

《ヨーロッパ》

XIV. イタリア共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <p>○社会構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：6,076 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <p>○経済環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：31,619 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.1%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <p>○銀行等の業態分類（機関数、拠点数、根拠法）（2016 年 12 月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（162、20,533、統合銀行法） ・ 庶民銀行（334、4,350、統合銀行法） ・ 信用協同組合銀行（BCC：25、3,943、統合銀行法） ・ 外国銀行支店（83、171、本国法） <p>また、開発金融機関の預託貸付公庫（CDP）がある。郵便局の窓口で販売される郵便貯金商品を発行しており、イタリア国民の重要な貯蓄手段となっている。</p> <p>○監督官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産 300 億ユーロ以上など重要な銀行は欧州中央銀行（ECB）。それ以外の銀行については、中央銀行であるイタリア銀行が ECB から権限を委譲されて監督している。 <p>○預金保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCC を除く全ての銀行の預金を対象とするものと、BCC の預金を対象とする 2 種類の預金保険機関が併存している。銀行破綻が発生してから資金を積立てる後払方式。 | <p>○商業銀行：ユニクレディト、インターザ・サンパオロが二大銀行グループとされ国内銀行総資産の約 4 割（38%）を占める</p> <p>○庶民銀行：本来は協同組織金融機関であるが、2015 年の法改正により大手行の株式会社化が決定。</p> <p>○信用協同組合銀行：協同組合金融機関で、小規模な機関が多い。2016 年の政令で組織改革が義務付けられた。</p> <p>○ECB の直接監督対象となっているのは国内 15 行である（2016 年 11 月）。</p> <p>○EU 指令に則り、いずれの機関でも預金者への支払上限は 10 万ユーロ。EU の求める加盟国横断的な預金保険制度の適用を迫られている。</p> |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府系郵便事業会社のポステ・イタリアーネが、バンコ・ポスタのブランド名で郵便貯金商品を販売。 ・ ポステ・イタリアーネは、経済・財政省が株式の100%を保有する国営企業であったが、2015年10月にミラノ証券取引所に新規株式公開し、同省の保有株式の35%が放出された。更に、2016年10月に経済・財政省が保有株式の多くをCDPに譲渡したため、CDPが最大株主である。 <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融に関するユニバーサル・サービスの提供義務はない（郵便のユニバーサル・サービス提供義務はある）。 ・ 地域総局9、支局132、郵便局12,845の広範なネットワークを全国に有する。 <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自商品として郵便当座預金口座を販売する以外に、CDPの郵便貯金商品（郵便貯金口座、郵便貯金債券）、子会社の保険商品・投資信託などを取扱う。 | <p>○ポステ・イタリアーネが提供する金融サービスに係る資産・負債については、内部区分経理のバンコ・ポスタRFCにおいて分別管理される。</p> <p>○CDPの8割以上の株式を経済・財政省が保有するため、ポステ・イタリアーネが政府系であることは変わらない。</p> <p>○庶民銀行や信用協同組合銀行と比べると、郵便局は北西部・中部・南部でのシェアが高い。</p> <p>○直接貸付は行わない。</p> <p>○郵便当座預金口座、郵便貯金口座、郵便貯金債券の発行残高はそれぞれ496億ユーロ、1,189億ユーロ、2,040億ユーロで、家計の銀行預金の38.9%に相当する規模である。</p> |
| <p>4. リテール金融機関の位置付け</p> | <p>○個人金融資産残高（2016年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額4.3兆ユーロ ・ 内訳：現金・預金31%、株式・その他出資金、その他証券34% <p>○家計部門預金残高（2017年8月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：0.95兆ユーロ ・ （参考）バンコ・ポスタの販売預金商品合計残高：3,684億ユーロ <p>○銀行による個人向け貸出残高（2017年12月末）</p> <p>総額：0.6兆ユーロ</p> | <p>○現預金は堅調に増加している一方、有価証券のシェアは下落した。</p> <p>○2016年度に入り、預金の伸びは低調である。</p> <p>○内訳では、住宅ローンが59.7%、消費者ローンが15.1%となっている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○マイクロファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用協同組合銀行、銀行融資に対する保証スキームのコンフィディ、預託貸付公庫（CDP）などが主要な出し手である。 <p>○国際金融規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 欧州中央銀行（ECB）による銀行の健全性評価（ストレステスト）で、審査対象行の半分以上が不合格となった。 EU の単一破綻処理制度では、銀行の破綻時に投資家や預金者が負担を負うことになるが、イタリアには個人の金融債投資家が多いため、適用に対して国内で議論が起こった。 深刻な銀行不良債権問題、上場する大手行の大半が 16 年から大幅な株価の下落に見舞われた。 <p>○その他の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 大手庶民銀行の統合が進んでいる。 2016 年 11 月の政治改革案を巡る国民投票が否決されたことで、レンツィ首相が辞任した。 <p>○ポステ・イタリアーネ・グループの動向</p> <p>2015 年から 2019 年までの 5 か年計画を執行中であり、2016 年は以下の改革に注力した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便・ビジネス向け事業：「new delivery model」の浸透施策 金融事業：電子マネー業界のリーダーである SAI SpA に 14.85% 出資 資産運用・保険事業：生命保険以外の保険保障 デジタル化：「マルチアクセスチャネルアプローチ」の推進に注力 | <p>○CDP は関連会社を通じて、学生向けの住宅供給事業を行っている。</p> <p>○マイクロクレジットは最低資本登録 60 万ユーロを満たした上で登録をしていれば、ノンバンクでも貸付が可能となっている。信用協同組合銀行や、ソーシャルバンクの草分けである倫理銀行もマイクロクレジットに積極的に取り組んでいる。</p> <p>○商業銀行大手のモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナは業績が低迷を続けており 2014 年に資本不足が指摘されていた。2016 年 12 月に増資を計画したが政局混迷の影響もあって失敗し、イタリア政府・議会は 2017 年 2 月に最大 200 億ユーロを資本注入する法案を可決。これによって政府の出資比率が約 70% に達して実質国有化されることになった。</p> <p>○イタリアの不良債権比率は 2010 年 10% を超えて以降、上昇傾向にあり、2016 年には 17.1% となった。</p> <p>○ジェンティローニ元外相が首相に就任した（2016 年 12 月）</p> <p>○右派ポピュリスト政権の台頭による銀行改革の停滞が懸念される。</p> |
|--|--|

XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：6,647 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：44,177 ドル（2018 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.6%（2018 年 IMF 推計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ドル=0.75 ポンド/1 ポンド=144.59 円(2018/5/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（317、2018 年 5 月末、2000 年；金融サービス市場法） ・ 住宅金融組合（44、2018 年 1 月末、1986 年；住宅金融組合法） ・ 信用組合（464、2018 年 5 月末、1979 年；信用組合法及び 2014 年協同組合法） ○監督官庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融安定政策委員会（FPC）、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA） ・ なお、2017 年 3 月 1 日から PRA はイングランド銀行（BOE）に吸収されたが、PRA の名称は残されるとともに、BOE 内に新設された健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee）が PRA の規制・監督業務を行うこととなった。 ○預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス補償機構により 85,000 ポンドまで補償（2017 年 1 月 30 日より） | <ul style="list-style-type: none"> ○大手 5 行（HSBC、バークレイズ、ロイズ、RBS、スタンダード・チャータード）の存在感が大きい。 ○預金保険制度の補償限度額は 5 年毎に見直し。欧州連合（EU）指令で EU 加盟国に義務付けている限度額 100,000 ユーロを目安として、為替変動分を調整している。ポンドの対ユーロ上昇を受け、PRA は 2016 年 1 月 1 日より限度額を 75,000 ポンドに引き下げたが、2016 年 6 月 Brexit を決めた国民投票以降ポンドが下落したため、2017 年 1 月 30 日より限度額は 85,000 ポンドに戻されている。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便事業は、郵便集配を行うロイヤルメール(Royal Mail Plc)と郵便局を運営する郵便局会社 (Post Office Ltd.) に分社化されており、このうち郵便局会社が民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店業務を行っている。 郵便局会社は 100%政府出資。 全国に 11,659 の郵便局がある。(2017 年 3 月末) <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしている。 <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託業務として、提携金融機関による預金など貯蓄・投資商品の販売、送金サービスや外国為替、集金業務の受託などの金融商品を提供。 | <p>○英国アイルランド銀行を中心に 20 行弱の提携金融機関の金融商品を提供している。</p> |
| <p>4. リテール金融機関の位置付け</p> | <p>○個人金融資産残高内訳 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現預金：24.2% 株式・出資金：11.3% 投資信託：4.9% 保険・年金基金：55.3% <p>○個人の現・預金残高 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額：1.61 兆ポンド <p>○銀行による個人向け貸出残高 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額：1.76 兆ポンド | <p>○住宅金融組合は住宅ローン市場において 22%のシェア (2018 年 3 月)。信用組合の預金・貸出におけるシェアは 1%未満と小さい。</p> <p>○住宅金融組合協会によれば、住宅金融組合の預金額は 2,710 億ポンドと、全預金の 18%のシェア、このうち預金型 ISA は 36%のシェアとなる (2018 年 3 月)。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○最近の金融動向等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「金融包摂/排除」の現状について、近年では、金融排除問題への対応を検討するための上院特別委員会が 2016 年 5 月に設置され、2017 年 3 月にはその最終報告書が提出された。 マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等について、金融行為監督機構 (FCA) は 2014 年 3 月、クラウドファンディング及びピア・トゥ・ピア・レンディングに関する最終規則を公表。 <p>○最近のリテール決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国の 2016 年のデビットカード機能を持つカードに | |

よる決済額は 7,328 億ポンドとなり、前年 (5,212 億ポンド) より増加。

- 英国で 2017 年の 15 歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 91.5%であるのに対し、クレジットカードは 65.4%に止まっている。
- モバイル決済についても近年は盛んである。英国で過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 72.8%から 2017 年には 80.7%に上昇。

○今後のリテール金融機関の動向

- 郵便局については、その社会的意義に鑑みて、公益性を維持する組織として政府が 100%株式を保有。但し、郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる相互組織化の可能性を確保。
- チャレンジャーバンクとフィンテックの動向
金融危機が起きた 2009 年ごろより「チャレンジャー・バンク」と呼ばれる新規参入行が増えている。今後は大手行によるオープン API の開始により、フィンテック企業が更にチャレンジャーバンクとして、リテール金融市場に参入してくる可能性もあろう。

○その他：Brexit 交渉に関する最近の動向

- 現時点で、EU 側の交渉におけるガイドライン上は、英政府の「いい所取り」は認めないということが明記されている。英国と EU の間の新協定の中で、これまでの金融パスポートと同程度の EU 域内市場への無条件なアクセス権が与えられる可能性は低いと見做されている。
- 人材確保という観点からフィンテック産業への影響も懸念されている。イノベート・ファイナンスは、2018 年 4 月に発表したレポートの中で、Brexit に伴って将来的に英国の移民システムが変わってしまった場合にどのような影響が出るかという点に関する分析を行った。

○2016 年 11 月に、BEIS は、郵便局の将来ネットワークに関する市中協議書 (consultation) を発表し、同年 11 月から 12 月にかけて約 3.1 万人から意見聴取がなされた。市中協議書の反応を受けて、2017 年 12 月に BEIS は政府としての対応を発表し、2018 年 4 月以降、3 年間で 3 億 7,000 万ポンドの補助金供与を行うこととした。

XVI. オーストリア共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：882 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：46,436 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.3%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式銀行・プライベートバンク（39、2,203 億ユーロ、オーストリア銀行法（以下、銀行法）） ・ 州不動産抵当銀行（9、527 億ユーロ、銀行法/不動産抵当銀行法） ・ 建築貸付組合（4、235 億ユーロ、銀行法/建築貸付組合法） ・ 特定目的銀行（68、575 億ユーロ、銀行法） ・ 外国銀行支店（26、217 億ユーロ、銀行法） ・ 貯蓄銀行（49、1,524 億ユーロ、銀行法/貯蓄銀行法） ・ フォルクスバンク（14、311 億ユーロ、銀行法/商工協同組合法） ・ ライファイゼンバンク（419、2,560 億ユーロ、銀行法/商工協同組合法） ○監督官庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産 300 億ユーロ以上など重要な銀行は欧州中央銀行（ECB）が、それ以外の銀行については、独立行政機関のオーストリア金融市場機構と中央銀行のオーストリア国立銀行が ECB から権限を委譲されて監督。 ○預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ あり（元利合計 10 万ユーロ上限）。銀行業態ごとに 5 つの預金保険機構が並立している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行法では与信機関によるユニバーサルバンキングサービスを認めている。 ○協同組織金融機関のライフアイゼンバンクが機関数、総資産額とも最大規模。 ○国内のみならず、チェコ、ハンガリー等の中欧・南東欧諸国に展開している。 ○ECB の直接監督対象となっているのは国内 6 銀行グループである（2018 年 1 月）。 ○2015 年に EU の制度に合わせ、前払制度が導入された。 ○預金保険制度は、EU の預金保険制度を各国制度に置き換えるという提案が取り下げられた。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社形態のオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) がオーストリア・ポストと提携して、自行と郵便局で金融サービスを提供。 BAWAG P.S.K.の持株会社 BAWAG Group AG が 2017 年 10 月ウィーン証券取引所で IPO を実施した。米投資会社サーベラス、ゴールドンツリーが実質的な所有者は変わらない。 <p>○郵便公社等との関係・拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 1997 年にオーストリア・ポストと郵便局における金融サービス提供継続に合意。2010 年に提携を強化。 オーストリア・ポストの国内 1,802 郵便局の全て (postal partner offices 1,359 を含む) で銀行サービスを含む金融サービスが提供されている (2017 年 12 月末)。 <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> リテール部門顧客数 (個人と中小企業) は約 250 万 (2017 年 12 月末)。 オーストリア・ポストとの共同店舗設置により、潜在的な顧客を引き付けることに成功している。 <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金、貸付、送金・決済、保険・投資商品販売等様々な商品を提供。 | <p>○2005 年にオーストリア郵便貯蓄銀行と労働経済銀行とが合併して誕生。</p> <p>○2005 年に破産したことで、株主が労働組合連合会から米投資会社に変更された。上場会社 BAWAG Group AG の 100%子会社。</p> <p>○他のリテール金融機関 (貯蓄銀行、ライフアイゼンバンク) と比べ中欧・南東欧地域への展開に消極的で、顧客の大半は国内である。</p> <p>○デジタルチャネルの強化を図っており、BAWAG Group AG の 100%子会社であるネット銀行「easybank」は口座数 130 万を超えている (2017 年 12 月末)。</p> |
| <p>4. リテール金融機関の位置付け</p> | <p>○個人金融資産 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額 6,463 億ユーロ 現預金 : 41.0% 有価証券 (株式・債券・投資信託) : 36.1% 保険・年金準備金 : 19.8% <p>○与信機関による家計貸出残高 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額 : 1,605 億ユーロ | <p>○現預金、有価証券投資がそれぞれ約 40%を占める。</p> <p>○与信機関による家計への貸出残高では、住宅ローンが最も大きい。</p> |

5. 最近の金融動向と今後の展望

| | |
|--|--|
| <p>○マイクロファイナンス等</p> <ul style="list-style-type: none">・貯蓄銀行グループの「第二貯蓄銀行」が代表的存在。・BAWAG P.S.K.の企業融資部門も中小企業向け貸付・信用保証を提供 <p>○金融規制の動向と国内銀行の破綻処理</p> <ul style="list-style-type: none">・2015年、EUの定める単一銀行破綻処理制度を国内適用した。・協同組織金融機関フォルクスバンクの中央機関が解散し、新組織に機能を移管した（2015年7月）。 <p>○その他金融機関の動向</p> <ul style="list-style-type: none">・2017年3月、ライフアイゼンバンクの中央機関RZBと国際業務を行う子会社のRBIが統合し、RBIが存続会社となった。 <p>○郵便貯金の動向</p> <ul style="list-style-type: none">・他行の建築貸付組合や子銀行を買収した他、子会社を通じて電力・ガス供給事業に参画するなど、事業基盤の多角化を行っている。・ダイレクトバンキング子会社「easybank」等を通じたデジタル化に積極的である。 | <p>○第二貯蓄銀行は期限付の預金口座、生命保険、デビットカード等を提供している。</p> <p>○世界金融危機・欧州債務危機後のEUでは、域内の金融規制の統合が図られている。2015年のEU指令施行により、金融市場機構（FMA）が国内金融機関の破綻処理権限を持つ。</p> <p>○統合後も中央機関RBIの主要株主はライフアイゼン州銀行8行（全株式の約6割を保有）で変わりはない。</p> <p>○2015年後半からビッグデータ解析に取り組み始めた。</p> |
|--|--|

XVII. オランダ

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：1,708 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：48,272 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：3.1%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間商業銀行（27、1.7 兆ユーロ、金融監督法） ・ 協同組織金融機関（107、0.6 兆ユーロ、金融監督法） ○監督官庁：オランダ中央銀行（DNB）、金融市場庁（AFM）、欧州中央銀行（ECB） ○預金保険制度：あり（元利合計 10 万ユーロ上限）。 | <ul style="list-style-type: none"> ○1990 年代から金融機関が合併と統合を繰り返したことで、4 大銀行（ING 銀行、ラボバンク、ABN アムロ銀行、フォルクス銀行（旧 SNS 銀行））による寡占状態。 ○協同組織金融機関のラボバンク（Rabobank）が国内最大手の金融機関の一つである。 ○世界金融危機・欧州債務危機により、多額の公的資金が銀行に注入された反省から、政府レベル・各行レベルの双方で規制改革が進められている。 ○2014 年 11 月より、銀行の重要性・監督業務に応じて国内当局（DNB、AFM）と ECB が分担して規制監督を行う制度に変更された（単一監督メカニズム）。 |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| <p>3. 郵便貯金の現況</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1881年に国立郵便貯金銀行が設立。同行は1986年に民営化し、ポストバンクと改名。 • 同行は1991年に保険大手と合併して金融コングロマリットのINGグループを形成。2009年にING銀行のリテール部門に吸収された。 <p>○郵便公社等との関係・拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1993年に郵便会社KPN（現：PostNL）と合併企業Postkantoren（郵便局会社）を設立し、郵便局を運営している。郵便局では送金を除き、預金・貸付等の金融サービスは提供していない。 • 郵便局数は1,670局（2017年12月末）。 <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> • ING銀行の収益源として、オランダのリテール金融部門が最大である。 • オランダ以外に36の国と地域に拠点をもち、欧州やインド、オーストラリア等13か国ではリテール金融に注力。その他の国ではその他の多くの国はホールセールバンキングを主としている <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> • 預金、貸付、送金・決済、保険、投資商品販売等様々な商品を提供。 | <p>○INGグループはナショナル・ネーデルランテンや米系保険会社ヴォヤ（Voya Financial, Inc.）等の保険部門の切り離しを進めている。</p> <p>○Postkantorenは2011年に運営する従来型（traditional）郵便局を全局閉鎖した。</p> |
| <p>4. リテール金融機関における特徴</p> | <p>○個人金融資産（2015年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総額1.95兆ユーロ • 預金：20.0% • 有価証券（株式・ファンド・長/短期債）：5.9% • 年金掛金・生命保険：74.1% | <p>○個人金融資産は保険・年金資産に極端に傾斜している。</p> <p>○与信機関による家計預金残高では、普通預金が最も大きい。</p> |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○マイクロファイナンス等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事業に投資するソーシャルインパクトファンド、ソーシャルインパクトボンドに注目が集まっている。 ○国有銀行再上場 <ul style="list-style-type: none"> ・ ABN アムロ銀行は 2015 年 11 月、IPO を実施し再上場した。 ・ SNS 銀行は全株式を政府が保有する形態に変わり (2015 年 9 月)、2017 年 3 月の総選挙以降の再上場が目指されている。 ○銀行同盟とオランダの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ オランダは EU において金融制度の統合をめざす「銀行同盟」に参画し、銀行監督、預金保険のほか銀行破綻処理・再建についての EU 統一規則を適用した (2015 年 11 月) ○ING 銀行の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年に欧州委員会 (EC) との間で定めた構造改革計画を実施中である。具体的には国内外の保険・投資部門の切り離し、注入された公的資金の返済等がある。 ・ 同経営戦略を推進するために、2017 年、2020 年の財務上の数値目標等を含む Accelerating Think Forward を発表 (2016 年 10 月) ・ リテール顧客向けにデジタル化サービス促進を通じた顧客サービスの向上を目指している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間大手の ABN アムロ銀行は 2013 年、ソーシャルインパクトファンドを導入。1,000 万ユーロにのぼる投資を再生可能エネルギー、生態系回復、ヘルスケア、開発途上国の課題解決のための 15 事業に対して投じてきた ○EU の銀行破綻処理はバイルイン (破綻時の損失負担を、当該行の債権者、株主、預金者に要求する) を原則とする。 ○国内金融規制当局の DNB が国内各行の破綻処理戦略を策定し、破綻時のつなぎ資金の原資となる基金を設立する。 |
|---|---|

XVIII. カザフスタン共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|----------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：1,819 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：8,590 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：3.3%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=333.6 テンゲ/1 テンゲ=0.034 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法）（2017 年 12 月 1 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（32、24 兆 1,610 億テンゲ、1995 年銀行及び銀行業務法） ○監督官庁：カザフスタン国立銀行（中央銀行）、金融市場・金融機関規制・監督委員会 ○預金保険制度：あり（リーマンショック後に措置、保険料はなく、政府による事後的保障） | <ul style="list-style-type: none"> ○総資産、貸出・預金規模等で Kazkomertsbank と Halyk Bank の存在感が大きい。 ○世界金融危機後の不良債権問題を受け上位行同士の統合など再編が進行。カザフスタン国立銀行は各行に資本増強を求めている。 ○カザフスタン国立銀行を唯一の株主とする株式会社カザフスタン預金保険基金が、1999 年 11 月に施行された「預金保険法」に基づき預金保険を提供している。一金融機関の預金者一人当たりの預金保険限度額は 1,000 万テンゲ。 |
| 3. カズポストの概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ カズポスト（KAZPOST）が郵政事業主体である。 ・ 政府系ファンドのサムルーク・カジナ（Samruk-Kazyna）が、カズポストの株式 100%を保有する唯一の株主 ・ 全国に 3,380 局の営業拠点がある。 ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていない（郵便はあり）。 ○主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金、送金、株式ブローカレッジなど。 | <ul style="list-style-type: none"> ○カズポストは全国 3,380 局の内の 64%を占める 2,167 局が地方部に所在。地方部を中心に店舗を展開する銀行とは異なり、地方部でのネットワークに強みを有する。 ○都市部、地方部で収入の構成が大きく異なっていることから、今後、金融アクセスの少ない地方部での金融サービス提供強化に力を入れる方針。 |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○個人金融資産（2015年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金 6.8 兆テンゲ <p>○銀行による貸出残高（2016年12月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：15.7 兆テンゲ | <p>○個人金融サービスの歴史がまだ浅く、人口が少ない地方では、金融機関が依然として少ない。銀行は地方に支店を開設しても採算が合わないことが多いため、モバイルバンキング等を活用する形での事業展開を試みている。</p> <p>○個人の預金残高は右肩上がりが増加。2000年の920億テンゲから、2015年12月末には6.8兆テンゲに拡大している。ただし、外貨建て預金の比率が高く、2015年12月末で79%を占める。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○マイクロファイナンス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カザフスタン国立銀行に登録され、同行により監督されている「マイクロファイナンス機関」(Microfinance Organization) は、2015年2月5日時点で18機関に留まる。 ・ カザフスタン政府は小額貸付機関がマイクロファイナンス機関として2016年1月1日までにNBKに登録されることを義務付ける法律（The Law of the Republic of Kazakhstan dated 26 November, 2012 No.56-V）を2012年11月26日に制定した。2015年2月5日時点で18機関だったマイクロファイナンス機関は、2016年12月22日で137機関となっている。マイクロファイナンス機関は資本金やレバレッジ比率等に関するプルーデンス規制が適用される。 <p>○上場民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が策定した2014～2016年総合民営化計画（The Comprehensive Privatization Plan for 2014-2016）にカズポストは含まれておらず、当面民営化される予定はない。 ・ 上場民営化案件では、カズポストは証券代行業務（Transfer-Agent、株式発行会社から受託する株主名簿の管理、株主総会に関する事務、配当金振込に関する事務等）を担っている。 | <p>○上場民営化案件は、これまでに石油パイプラインと水道管の建設・メンテナンスを行っているカズトランスオイル（KazTransOil）JSC（2012年）と送電のKEGOK JSC（2014年）の2社に留まっている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>○カズポストの今後の動向</p> <ul style="list-style-type: none">・2015年に「2020年までのカズポスト発展戦略」を策定。自社の事業環境分析を踏まえ、周辺諸国等郵便事業体との比較を行い、戦略を策定した。 | <p>○カズポストのSWOT分析では、強みを郵便局網、独自インフラ、村落部での顧客基盤等と分析。ドイツ、イタリア、オーストラリア、カナダ、ノルウェーの郵便事業体の分析・比較を行った。</p> <p>都市部では、郵便・金融ともに民間の参入が進み競争が激化。カズポストが強みを有する地方部での金融サービス展開等に力点を置く方針を策定。</p> |
|--|---|

XIX. スイス連邦

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：842 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：80,837 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.0%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.98 スイスフラン/1 スイスフラン=115.46 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2016 年 12 月末） ※いずれも根拠法は連邦銀行法/銀行規則（A とする） <ul style="list-style-type: none"> ・ 大銀行（4、47%、A） ・ 州立銀行（24、18%、A/各州法） ・ 地域・貯蓄銀行（62、4%、A） ・ ライファイゼンバンク・グループ（1（個別行 270）、7%、A） ・ プライベートバンク（6、0.2%、A） ・ 外国銀行・外銀支店（107、10%、A/外国銀行規則） ・ スtock・エクスチェンジ・バンク（43、7%、A） ・ その他の銀行（14、7%、A） ○監督官庁：連邦金融市場監督機構（FINMA） ○預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦銀行法により 10 万スイスフランまでの預金は優先債務となり、銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse）が不足額を払う預金者保護制度がある。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金利子所得：原則 35%源泉徴収 ・ 配当所得：35%源泉徴収 | <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサル・バンキング制度を採用しているためどの銀行でもあらゆる金融サービスを提供可能だが、地域・商品の選択等により業態が分立している。 ○大銀行は UBS グループとクレディ・スイスグループが該当。2015 年、16 年に各々国内業務を分社化したことにより計 4 行になった。 ○州立銀行、地域・貯蓄銀行、ライファイゼンバンクはリテール金融に注力。 ○2009 年の組織改革を経て、銀行・保険・証券等を一元的に管轄する FINMA が設立された。 ○預金者保護にあたり、esisuisse が加盟金融機関から徴求可能な金額は 60 億スイスフランが上限。 ○伝統的に預金者のプライバシーを厳重に保護してきたが、近年では外国と提携しての税務調査を行うようになっている。 |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| <p>3. ポストフィナンスの概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有の株式会社スイスポスの100%子会社であるポストフィナンスが郵便貯金サービスを提供。 ○郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に郵便局が 1,189 局、ポストフィナンス支店 40 店舗、ポストフィナンスのコンサルティングオフィス 55 カ所がある (2017 年 12 月末)。 ○顧客基盤・口座数・預金残高 (2017 年 12 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人口座：441.8 万、法人口座：39.1 万。 ・ オンラインバンクユーザー数：175.6 万。 ・ 預金残高 (Amounts due in respect of customer deposits) は 1,133 億スイスフラン。 ○主な商品・サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金は決済口座、貯蓄口座、投資口座を揃えている。また提携金融機関と共同で住宅ローン、中小企業向けローン等を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○全国的な郵便制度は 1849 年に遡る。1990 年代から預金など金融商品の取り扱いを開始した。 ○預金受払、現金収納など基本的な金融サービスは郵便局で提供されることが多い。 ○ポストフィナンスの 2017 年の年間利用者数は 289.0 万人で、半分以上がオンラインサービスを利用。 |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ポストフィナンス <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内 26 州中、24 州に店舗を展開 (2018 年 3 月時点)。 ・ 国内の商業用支払送金や決済の多くを処理する、国内最大級の送金・決済機関で、資産規模ではスイス第 7 位に相当。 ・ マイナス金利の影響で、個人の預金口座の一部がゼロ金利となった。 ○地域・貯蓄銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域に営業範囲を自主的に限定しており、上位 2 行を除き規模は小さい。 ・ 貯蓄預金と住宅ローンが事業の中心。 ○ライフアイゼンバンク・グループ <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内各地域で預貸に特化した組合銀行が協同組合として組織化したグループ。 ・ 資金利益の割合が高く、経常収益の 75%程度。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ポストフィナンスの預金額は直近 10 年間では増加しており、市場シェアも最近では 6%程度で推移。 ○大銀行に比べて預入金利は高めだったが、2016 年の金利改定で優位性はほぼ失われた。 ○地域・貯蓄銀行と州立銀行の違いは、前者が営業地域の制限を特に受けないのに対し、後者は原則本拠州内に営業範囲が限定されていることである。 |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○マイナス金利の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストフィナンスでは 100 万スイスフラン以上の預金者に対して手数料を徴収している。 <p>○ポストフィナンスの今後の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナス金利で資金利益が上げ難い中で、収益の多様化を図っている。 ・2015 年、スイス国立銀行により「システム上重要な銀行」に指定された。 ・社会のデジタル化の進展に伴い、2017 年夏に経営層を入れ替え、リテール部門と法人部門の新組織を設立するなど対応策を採った。また、2018 年 4 月末に新基幹システムの導入を予定しており、2020 年末までにデジタル化のリーディングバンクとなることを目標としている。 | <p>○スイス国立銀行は 2015 年 1 月 22 日からマイナス金利政策を導入している。</p> <p>○具体的には、デジタル化を軸とするモバイル決済、フィンテック、クラウドレンディング等である。</p> <p>○通常の銀行よりも厳格な自己資本等の規制が課されるが、バーゼル III の基準を大きく上回る健全な経営状態を保っている。</p> |
|-----------------------------|--|--|

XX. スペイン

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：4,633 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：26,643 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：3.1%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <p><金融制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）（2016 年 12 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の商業銀行（48、61%、Law on Management, Supervision and Solvency of Credit Institutions） ・ EU の外国銀行（77、N/A、同上） ・ その他外国銀行（5、0.2%、同上） ・ 貯蓄銀行（14、35%、Law on Savings Banks and Banking Foundations） ・ 信用協同組合銀行（43、4%、Law on Credit Cooperatives） ○監督官庁：スペイン銀行 ○預金保険制度：スペイン国内の銀行および本国にスペインと同等の制度のない国の外国銀行は預金保証基金への加盟が義務付けられている。預金保証額は 2008 年に 5 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げられた。 ○金融税制 <p>預金による利子所得に対しては 19～23%の分離課税が適用される。配当所得、キャピタルゲインは 19～45%の総合所得課税が適用される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○商業銀行のうち、サントンデール銀行とビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行の規模が大きく、二大商業銀行として知られている。 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>3. 郵便貯金の概要</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営郵便電信株式会社（コレオス）がドイツ銀行と協定を結び、1999年から金融サービスを提供、2006年4月からはバンコレオス（西語：Bancorreos）というブランド名で金融サービスを提供していた。 ・ ドイツ銀行側の事業戦略変更により、2016年3月にドイツ銀行とコレオスの協定は終了、2017年8月時点でバンコレオスに代わる金融サービスの受託者に関する正式な動きはない。 <p>○バンコレオスの拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約2,000あるコレオスの店舗・ATMおよび、スペイン国内外のドイツ銀行の支店・ATMなどを通してサービスを利用できた。 <p>○取扱業務</p> <p>預金業務、資金運用業務、貸付業務等を提供。送金サービスはコレオスが担当していた。</p> | <p>○バンコレオスによる利益はコレオスとドイツ銀行で50%ずつ折半されていた。</p> <p>○送金サービスはコレオスが独自で提供するサービスと、ウェスタン・ユニオンとの協定によるサービスの2種類がある。</p> <p>○バンコレオスに代わる金融サービスについて、コレオスはスペインやヨーロッパ内の銀行各行と交渉中であると報道されている。</p> |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○個人金融資産（2016年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：2兆511万ユーロ ・ 現金・預金：42% ・ 投資信託：13% ・ 出資金：18% <p>○リテール金融機関は大きな役割を果たしている。銀行セクターでの預金シェアは貯蓄銀行が40%、信用協同組合は6%である（2016年12月末）。</p> | |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の動向</p> | <p>○銀行セクターの再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄銀行：複数あった業務を切り離し、新たに商業銀行を設立。合併併合も進められ、2009年で45行あった貯蓄銀行は2016年12月末には12行まで減少した。 | |

XXI. ドイツ連邦共和国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <p>○社会構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 総人口：8,278万人（2017年IMF推計） | |
| | <p>○経済環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人当たりGDP：44,184ドル（2017年IMF推計） 実質GDP成長率：1.8%（2017年IMF推計） 1ドル=0.84ユーロ/1ユーロ=134.94円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <p>○銀行等の業態分類と機関数（根拠法）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大手銀行4、地方銀行・その他商業銀行153、外国銀行支店107（2017年10月末、信用制度法） 州立銀行等8、貯蓄銀行391（2017年10月末、州法） 信用協同組合中央銀行1、信用協同組合922（2017年10月末、信用制度法） 不動産抵当銀行14（2017年10月末、抵当銀行法） 住宅建築貯蓄銀行20（2017年10月末、建築組合法及び州法） 特殊課題銀行20（2017年10月末、各機関根拠法） <p>○監督官庁：欧州中央銀行（ECB）及び連邦金融監督庁。 ただし、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、定期的検査等）は、ドイツ連邦銀行が担当。</p> <p>○預金保険制度：ドイツ銀行保証機構が強制加盟制度を運用し、対象は銀行、住宅建築貯蓄銀行、欧州経済圏外で設立された外国銀行支店（欧州内の外銀支店は任意）。任意加盟制度はドイツ銀行協会が運用、対象は協会員と外国銀行支店。貯蓄銀行と信用協同組合についてはそれぞれ個別の保証スキームを持つ。</p> | <p>○ドイツ連邦銀行の統計によれば、大手銀行として、ドイツ銀行、コムメルツ銀行、ヒポ・フェラインス銀行、ポストバンクの4行が分類されている。このほか州立銀行と信用協同組合銀行が銀行セクターにおいて存在感が大きい。</p> <p>○欧州連合（EU）指令で預金保険の限度額は1金融機関1預金者につき100,000ユーロ。ドイツでは、ドイツ銀行保証機構の強制加盟制度によって保証される金額である。</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>3. 郵便貯金の現況</p> | <p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストバンクは1995年1月に信用制度法による免許を受けた金融機関となった。1999年にドイツポストの子会社になったが、ドイツポストは2004年にポストバンクを部分売却、2010年以降はドイツ銀行の子会社となっている。ドイツポストとポストバンクとは、協力関係の契約を締結しており、2020年まで延長されている。 ・ドイツ銀行は、ポストバンクをIPOによるスピアウトで連結対象から外すことを2015年4月に発表したものの、2017年3月には売却を取りやめて事業統合することを発表した。 <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総資産1,471億ユーロ（4大商業銀行の一角） ・顧客1,400万人、18,112人の従業員 ・オンライン口座数910万超 <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金、消費者ローン、住宅ローン、クレジット/デビットカードのほか、保険、投資信託などの販売を行っている。 | <p>○金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていない。</p> |
| <p>4. ティール金融機関における特徴</p> | <p>○個人金融資産残高（2016年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.6兆ユーロ ・内訳：現金・預金39.4%、株式・債券12.9%、保険・年金準備金37.8%、その他9.9% <p>○銀行による個人向け貸出残高（2016年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額：1.7兆ユーロ | <p>○ドイツのリテール金融市場におけるリテール金融機関の存在感は大きい。ポストバンクの口座数は505万口座と国内最大である。貯蓄銀行が個人の預金残高で占めるシェアは37.4%に達する。信用協同組合も組合員数は1,844万人と人口の2割に及ぶ。</p> |
| <p>展望</p> <p>5. 最近の金融動向と今後の</p> | <p>○リテール金融サービスのデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リテール金融部門においてはデジタル化を進めることは合理化を通じた競争力強化につながるという見方がドイツでも一般的になりつつある。実際、ポストバンクはデジタル化を推進する一方で、一部支店の廃止や統合を実施している。 ・ドイツ銀行によれば同行の個人・中小企業部門の顧客の半数がオンライン取引を行っているほか、同部門が | |

実施した調査では、回答者の**27%**がデジタルサービスの質と量が取引金融機関を決める要素として重要であるとしている。

- **EU**ではマイクロファイナンスの経済的なメリット（企業設立による雇用増）と社会的なメリット（金融から排除されがちな移民や若者等の包摂）の両面で注目を集めている。ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていないため、基本的には、借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている。また、**2004**年にベルリンで設立された **DMI**（**Deutsches Mikrofinanz Institut e. V.**）という登録団体が、マイクロファイナンス機関の認証を行っている。**DMI**はマイクロファイナンス機関に対して、認証を付与するのみならず各種トレーニングプログラムを提供する等している。さらに政府からの支援としては、連邦経済技術省が欧州復興計画（**European Recovery Program**）と欧州社会基金（**European Social Fund**）から資金を得て発足させた、**Mikro kredit funds Deutschland**などの取り組みがある。

XXII. フランス共和国

<要約>

| | 特徴 | |
|---------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | ○社会構造 ・ 総人口：6,490 万人（2017 年 IMF 推計） | |
| | ○経済環境 ・ 一人当たり GDP：39,673 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.6%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=0.84 ユーロ/1 ユーロ=134.94 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | ○銀行等の業態分類（機関数（2017 年 1 月時点）、根拠法） ・ 商業銀行（190、通貨金融法典） ・ 相互・協同組合銀行（87、通貨金融法典） ・ 市町村信用金庫（18、通貨金融法典） ○監督官庁：欧州中央銀行（ECB）及び健全性監督機構（ACPR） ○預金保険制度：預金保険公社（FGDR） | ○大手 4 行（BNP パリバ、クレディ・アグリコル、ソシエテ・ジェネラル、BPCE）の存在感が大きい。 ○欧州連合（EU）指令で預金保険の限度額は 1 金融機関 1 預金者につき 100,000 ユーロ。 |
| 3. 郵便貯金の概要 | ○郵便貯金制度・経営形態 ・ バンク・ポスタル（La Banque Postale）が、2006 年に国営郵便事業体であるラ・ポスト・グループ（Le Groupe la Poste）の完全子会社として設立され、銀行免許を得て金融業務を郵便局で行っている。 ○顧客基盤 ・ 従業員数 19,000 人（うちラ・ポスト 14,410 人） ・ 顧客は 396,000 社の法人顧客（企業、非営利団体）と日常的な利用客である 1,050 万人の個人がいる。 ・ 預金口座数は 1,120 万口座。2007 年から貸出業務を開始、住宅ローンや消費者ローンを皮切りに、2011 年からは企業・自治体向けローンも取扱う。 ○主な商品 ・ 預金、消費者ローン、住宅ローン、クレジット/デビットカードのほか、合弁会社が提供する保険、投資信託、プライベートエクイティなどの販売を行っている。 | ○金融ユニバーサル・サービスの提供義務が定められているほか、非課税預金口座 LivretA の提供義務がある。 ○政府補助金を受けて口座維持手数料は無料。 |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <p>○個人金融資産残高（2012年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4.2兆ユーロ • 内訳：現金・預金 30.1%、株式・債券 25.3%、保険・年金準備金 36.9%、その他 6.9% <p>○銀行による個人向け貸出残高（2012年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1.15兆ユーロ | <p>○リテール金融機関がフランスの金融セクターに占める存在は大きい様子が窺われる。BPCE とクレディ・ミュチュエルの預金残高はそれぞれ 5,318 億ユーロ、2,762 億ユーロである。他方、バンク・ポスタルの預金残高は 1,760 億ユーロと比較的小規模。（2016年末）</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○金融取引税の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2013年2月以降、欧州委員会の提案によって一部のEU加盟国では金融取引税（FTT）の導入が進められ、これに先駆けてフランスでは2012年8月に時価総額10億ユーロ以上のフランス国内に籍を構える上場企業の株式取得に対し税率0.2%（2017年1月より0.3%に引き上げ）が行われていた。しかし、2017年12月に可決された「2018年度財政法（2018 Act）」により、2018年1月1日以降の買収に係る「日計り商い（intraday trading）」に適用される予定であったFTT規定が廃止された <p>○ネット専門銀行の参入</p> <ul style="list-style-type: none"> • フランスにおいてもオンラインバンキングやモバイルバンキングの利用が増えている。大手行が傘下にネット専門の金融機関を擁する傾向にある一方、他業種からの参入事例も見られる。大手通信事業会社が擁するネット専門銀行オレンジ銀行は2017年11月より営業を開始した。 <p>○バンク・ポスタルの成長戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> • リテール金融機関としての成長戦略としては、①消費者ローン・住宅ローンの一段の拡大、②損保商品のラインナップ拡充、③プライベートバンキングへの注力を掲げている。 • 非接触決済におけるオンラインにおける安全な支払実現に向け2014年より「My Payment」アプリケーション開発に取り組んでいる。その他2016年2月には、顧客が音声認証により遠隔支払の操作ができるシス | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>テムを開発し、フランスで初めてCNIL（独立行政機関「情報処理および自由に関する全国委員会」）の承認を得る等、新サービス提供に向けた技術開発に注力している。</p> | |
|--|---|--|

XXIII. ノルウェー王国

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|---------------|--|---|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：523万6,000人（2017年IMF） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たりGDP：73,615ドル（2017年IMF推計） ・ 実質GDP成長率：1.6%（2017年IMF推計） ・ 1ドル=8.25ノルウェー・クローネ（NOK）/1NOK=13.70円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（22、2.4兆NOK、金融企業法） ・ 貯蓄銀行（104、1.3兆NOK、金融企業法） ・ 外国銀行支店（39、一、欧州経済領域等に本店を有する銀行及び他の与信機関の支店に関する規則326号、外国に本店を有する銀行支店の行政管理に関する規則1102号等） ○監督官庁：ノルウェー金融監督庁、ノルウェー中央銀行 ○預金保険制度：あり（元利合計200万NOK上限）。 | <ul style="list-style-type: none"> ○2016年1月より金融企業法施行。 ○単体の銀行としては、貯蓄銀行や大手外国銀行支店が上位を独占している。 ○財務省の管轄する年金基金や地方金融公社といった公的金融機関の存在感が大きい。 ○ノルウェーはEU加盟国ではないが、EU域内の預金保険制度統合と協調姿勢を採っている。 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>3. 郵便貯金の現況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行最大手の DNB 銀行が、ノルウェー・ポストとの契約により郵便局で金融サービスを提供している。 ○郵便公社等との関係・拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立店舗型の郵便局が全国に 33 局(2016 年 12 月末)、店内郵便局が 1,318 局、地方郵便窓口 1,500 存在する。 ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノルウェー・ポストの営業免許に、社会的義務 (social obligations) として、地方郵便サービスにおける基本的な銀行サービスの提供 (basic services in the rural postal services) が挙げられている。 ○主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金預入・引出し、決済、(海外宛含む) 送金のほか、DNB 銀行のフィナンシャル・アドバイザーへの照会も行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○現行の DNB 銀行とノルウェー・ポストとの契約は 2013 年に更新され、2019 年 12 月末まで継続する。 ○「ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律」により郵便局での金融サービス提供が規定されている。 ○DNB 銀行からノルウェー・ポストに手数料が支払われるほか、政府からも補助を受けている。 |
| <p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産 (2017 年 9 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：4 兆 4,955 億 NOK ・ 現預金：27.7% ・ 株式・債券：23.8% ・ 保険・年金・その他：42.5% ・ その他：6.0% ○銀行の家計預金残高 (2017 年 9 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.2 兆 NOK ○銀行の家計向け貸出残高 (2017 年 9 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.4 兆 NOK | <ul style="list-style-type: none"> ○家計預金のうち、9 割近くを譲渡性預金が占める。 ○家計への貸出は銀行の貸出総額の 45%を占める (2017 年 9 月末)。 ○2015 年 6 月、住宅ローンに対して借入制限や利子率引上げを含む新規制が発動された。 |

○マイクロファイナンス等

- 途上国のマイクロファイナンス機関を財政面で支援するノルウェー・マイクロファイナンス・イニシアティブ (NMI) が活動している。
- 2016 年 5 月、NMI は拡大発展する形でノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ (Nordic Microfinance Initiative, NMI) を立ち上げた。

○国際的な金融規制枠組への参画

- 国際決済銀行 (BIS) の定める資本規制バーゼルⅢを適用し、自主的により厳しい規制を導入した。
- EU の預金保険制度、銀行破綻処理制度とも協調し、国際的に預金者保護・銀行破綻リスク対応を行う制度を整えた。

○郵便貯金の動向

- 2011 年、ノルウェー・ポストはオンラインサービス Digipost の運用を開始した。顧客数は 134 万人 (2016 年 12 月末)
- ノルウェー・ポストの金融ユニバーサル・サービス提供義務の存廃を巡る議論が政府内で交わされた (2011 年)。

○NMI は官民連携で設立された組織で、官製ファンド、民間生保大手等が参加している。

○ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブには NMI メンバーに加え、デンマークの自治的投資ファンドである IFU (Danish Investment Fund for Developing Countries) によって立ち上げられた。

○政府財政の向上、金融包摂進展の観点から提供義務の撤廃が主張された (金融ユニバーサル・サービスの利用者は 1.5-2.5 万人程度とされる)。

XXIV. ロシア連邦

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|------------|---|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：1億4,338万人（2017年、IMF推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たりGDP：10,248ドル（2017年、IMF推計） ・ 実質GDP成長率：1.8%（2017年、IMF推計） ・ 1ドル=57.4ルーブル/1ルーブル=2.0円（2017/12/31） | |
| 2. 金融制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、総資産、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1層（ロシア連邦中央銀行（ロシア連邦中央銀行法）） ・ 第2層（銀行623、非銀行352。合計資産80兆630億ルーブル。銀行及び銀行業務法） ○監督官庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア中銀が中央銀行として銀行の設立許可や支店開設等の免許交付を行うとともに、連邦法に則った銀行の監督業務と、保険会社、年金基金、証券会社、信用調査機関の設立許可、監督・規制及び預金者の権利保護を行う。「ロシア連邦中央銀行法」 ・ 2017年3月にはロシア中銀における新たな監督部署として“SOBS（Service for Ongoing Banking Supervision）”が設立され、リテール銀行の監督業務の役割を担っている。 ○預金保険制度： <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア連邦中央銀行法に基づき140万ルーブルまで保証される。 ○金融税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中銀キーレート（“Key Rate”）を5%以上超えるルーブル預金金利及び9%を超える外貨預金金利：35% ・ それ以外の預金金利：ロシア居住者13%、非居住者は30% ・ 配当課税：居住者13%、非居住者15%、 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ロシアでは、中央銀行と商業銀行を分離した二層式銀行システムを採用しており、第1層はロシア連邦中央銀行、その他の全ての金融機関ならびに外国資本銀行の現地法人、支店は第2層に分類される。 ○ ロシア連邦中央銀行は国家通貨の安定のために設立された独立機関。金融機関は預金や融資、為替といった銀行業務を行うことが可能な「銀行」と、特定の業務のみを行う「非銀行金融機関」に分類している。 ・ 銀行は、2017年6月「銀行および銀行業務法」改正で「ユニバーサルライセンス所有銀行」と「基本ライセンス所有銀行」に分類される。 ・ 前者は払込資本の最低額が10億ルーブルだが全ての銀行業務が可能。後者は3億ルーブルと低いが、国際業務等に制約がある。 ・ 「非銀行金融機関」には投資ファンドおよび年金基金、信用組合、リース会社、保険会社、金融会社といった計18業種の機関が含まれる。 |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ キャピタルゲイン課税：居住者 13%、非居住者 30% | |
| <p>3. ポストバンク (PJSC 郵便銀行) の事業概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1990 年にポストバンクの前身ベジツァ銀行が設立された。2012 年に VTB 銀行によって買収され、レト銀行に改称。2014 年に VTB 銀行の子会社である VTB24 が同行の唯一の株主となった。2016 年にレト銀行をベースとし、VTB24 とロシア郵便が新たに合弁会社としてポストバンク (PJSC 郵便銀行) を設立。 ・ 2016 年時点で VTB24 銀行が筆頭株主。 ○ 金融サービス提供の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポストバンクは、預金・貯蓄口座、クレジットカード、個人・法人顧客へのローンの貸付、給与支払いサービス、決済や送金サービスを提供している。預金・貯金口座の他、決済や送金サービスはインターネットバンクおよび ATM を通じて利用可能。 ・ 拠点としてはポストバンクの支店 80 店、カスタマーセンター 343 か所、商業施設内の小型営業窓口 221 か所と郵便局内に設置された営業窓口 11,571 か所(2017 年 9 月末)。 ○ 顧客基盤・預金残高 (2016 年 12 月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金残高は 354 億ルーブル ・ 顧客数は約 450 万人 (2017 年 9 月時点) ○ 主な商品・サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金、送金、決済、クレジットカード、現金ローン等のサービスを提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ポストバンクの資産は、約 1,094 億ルーブル。(2017 年 1 月 1 日)。 ○ ポストバンクの市場シェアは、POS-lending 市場で 8.0%、キャッシュローン市場で 2.4% (2016 年 12 月 31 日時点)。 ・ 利用者総数は、300 万人を超過。預金・貯蓄口座残高は約 354 億ルーブル(2016 年 12 月 31 日時点)。 ・ ロシア全土で 70 以上の地域で約 12,000 か所の拠点を有し、金融市場において第 2 位のリテールネットワークを持つ。人口 3 万人未満の小規模な市町村の 80%以上をカバーする。 ・ 2017 年には消費者ローンの申込などが可能な 24 時間営業のコールセンターが新たに開設され、シベリア地域や極東地域といった支店数が少ない遠隔地域へのサービス提供の効率化が進められている |
| <p>4. リテール金融機関における金融セクターの特徴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ポストバンク <ul style="list-style-type: none"> ・ 全土 70 以上の地域に 12,000 拠点を開設し、非常に広範なリテールネットワークを保有。個人向けサービスを強化。 ○ 銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア中銀はリテール金融機関のうち、金融システム上重要な銀行を 10 行 指定。指定されたリテール金融機関が債務不履行に陥った際には公的 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ポストバンクは個人向けサービスを強化。携帯電話の通話料金等の支払時における同行のカード利用による手数料の免除や、優良顧客に対する低利率ローンの提供、年金受給者への特典 (貸出金利の優遇、貸出手数料の優遇) 等のサービスを提供。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| | <p>資金による救済を行う。重要との指定を受けた銀行のシェアが高く、合計資産はロシアの金融セクターの総資産の60%超を占めている。</p> | |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○マイクロファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2017年1月1日時点で、マイクロファイナンス機関の数は2,588団体（前年比29.8%減）。 • マイクロローンに対する需要は拡大している。2016年に締結された契約数は1,900万件（前年比67.9%増）、2016年に供与されたマイクロローンの総額は1,951億ルーブル（同39.4%増）。 • 個人向けのマイクロローン供与が増加をけん引しており、全体の87.6%を占める。 • 2016年12月31日時点でマイクロファイナンス残高は881億ルーブル（前年比25.3%増）、借り手数は510万人（同54.9%増）。 <p>○ポストバンクの事業の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2023年には2,100万人の顧客数を獲得する計画。 • 地方への進出を進め、2023年までには極東連邦区と北コーカサス地区を含め、合計26,000か所の顧客取引拠点（郵便局及びATMを含む）を確立する。その90%以上が郵便局内の簡易的な窓口を通して提供される予定である。 • 預金ポートフォリオを拡大し、リテール金融市場における地位を強化する。 • 決済の非現金化の推進・業務時間の短縮に向け、インターネット・バンキングやATM、POSターミナルの整備に注力する。 | <p>○ マイクロファイナンスを提供する機関については、2010年7月2日に施行された「マイクロファイナンス・マイクロファイナンス機関に関する法」に示されている。マイクロファイナンス機関として認められているのは、基金形式で登録された法人、独立非営利団体、機関、非営利パートナーシップ、会社またはマイクロファイナンスを行い、かつ現行連邦法で想定された手続きの中でマイクロファイナンス機関に登録されているパートナーシップ、である。</p> <p>○ マイクロファイナンス機関数減少の主な理由は、ロシア中銀が不正かつ活動的でない団体を市場から取り除いたことと関連している。</p> |

《アフリカ》

XXV. 南アフリカ

<要約>

| | 概要 | 特徴 |
|-----------------|--|--|
| 1. 市場環境の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：5,650 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：6,290 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.1%（2017 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=12.3 ランド/1 ランド=9.11 円(2017/12/31) | |
| 2. 金融制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <金融制度> ○銀行業態（機関数、総資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行 <ul style="list-style-type: none"> - 国内銀行（16、93%、Banks Act） - 外国銀行の支店（15、6%、Banks Act） - 相互銀行（3、0.08%、Mutual Banks Act、Mutual Banks Amendment Act） - ポストバンク（1、0.20%、South African Postbank limited Act） - 協同組合（33、0.006%、Co-operative Banks Act） ○預金保険制度：未導入。 | <ul style="list-style-type: none"> ○多くの外国銀行も事業を展開。南アフリカは、アフリカ大陸における一大金融センターの地位を占めている。 ○全国の郵便局を通じてサービスを提供するポストバンクが、これまで銀行口座を保有していなかった階層にも金融サービスを提供している。 |
| 3. ポストバンクの現況 | <ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年に南アフリカポストバンク会社法が發布され、ポストバンクは南アフリカ郵政事業会社の一部門から、独立した法人になることが規定された。 ・ 2017 年 7 月にポストバンクは SARB の最終審査のための申請書を提出しており、承認されれば、銀行ライセンスが付与される見込みとなっている。 ○金融サービス提供の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年南アフリカポストバンク会社法で、銀行サービスのユニバーサルかつ容易なアクセスを促進することを規定。 ○預金業務と送金・決済業務 | <ul style="list-style-type: none"> ○全国1,520の郵便局と747の簡易局において金融サービスを提供。 ○預金商品には、大別して定期貯金と貯蓄貯金の2つがある。 ○3種のデビットカードを提供。 |

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| <p>4. 金融セクターにおけるリアル金融機関の特徴</p> | <p>○世界銀行の調査によると（2015年）、金融機関に口座を持つ成人の割合は、全成人で70%、成人女性も70%、所得が低い方から40%の家計に属する成人が58%であった。</p> <p>○かつて銀行は中高所得者層が利用するものであり、国民の過半は銀行口座も保有していなかった。2004年に「金融セクター憲章」という一種の社会協約が結ばれ、金融包摂の問題にも対処していくこととなった。</p> | <p>○アフリカで、金融口座の保有者が全成人で65%以上は、ケニアと南アフリカだけである。</p> <p>○銀行業界は共同歩調を取って、低所得者向けの基本的な銀行口座（Mzansi）を創設した。Mzansiに参加したのは、4大銀行とポストバンクである。</p> |
| <p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p> | <p>○2014年8月に無担保ローンの不良債権が問題化したAfrican Bankが南アフリカ準備銀行（SARB）により管理下（under curatorship）に入った。ベイルインを行った上で、African Bankはグッドバンクとバッドバンクに切り分けられ、2016年4月から新銀行として営業を開始した。</p> <p>○モバイルネットワークを利用した金融サービスが急速に普及。</p> <p>○郵貯の経営形態の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年9月に、ポストバンクは銀行免許を申請。 ・ 南アフリカ郵政事業会社（South Africa Post Office、SAPO）では、その長期戦略目標の一つに「機能の統合整理（Consolidation of Functions）」を掲げており、その一環としてポストバンク（Postbank）の法人化を目指している。（2017年7月時点では、ポストバンクから南アフリカ準備銀行（SARB）へ銀行ライセンスを申請しているが、政府の手続きが遅れており、未だに審査は完了していない。） | |